



令和6年度版

PICK UP

ぐんま中心市街地活性化 支援事業

✓ Check!

『ぐんま中心市街地活性化支援事業』とは

地域のみなさんと市町村が一体となって、中心市街地の活性化に向け、具体的な取組を検討する際の参考としていただくため、国・群馬県等の各種まちづくり支援制度を「群馬県中心市街地活性化庁内連携会議」において「ぐんま中心市街地活性化支援事業」として取りまとめたものです。



マーチイ
(まちづくりマスコットキャラクター)



群馬県県土整備部都市計画課

中心市街地活性化支援メニュー

凡 例	◆ : 各事業において支援の対象となるもの
	◇ : 各事業において支援する内容
	区域等 : 採択にあたっては、各法令等に基づく指定区域内であることなどが必要
	計画 : 採択にあたっては、各法令等に基づく計画策定などを要する
	策定 : 採択にあたっては、改正中活法に基づく基本計画の策定が必要
	改正重点 : 改正中活法の基本計画の認定と連携した重点的な支援措置がある事業
特例 : 改正中活法の基本計画の認定と連携した特例措置がある事業	

凡例

中心市街地活性化支援メニュー

凡 例	◆	: 各事業において支援の対象となるもの
	◇	: 各事業において支援する内容
	区域等	採択にあたっては、各法令等に基づく指定区域内であることなどが必要
	計画	採択にあたっては、各法令等に基づく計画策定などを要する
	改正	採択にあたっては、改正中活法に基づく基本計画の策定が必要
	重複	改正中活法の基本計画の認定と連携した重点的な支援措置がある事業
中活法	特例	改正中活法の基本計画の認定と連携した特例措置がある事業

中心市街地活性化支援メニュー

凡 例	◆	: 各事業において支援の対象となるもの
	◇	: 各事業において支援する内容
	区域等	採択にあたっては、各法令等に基づく指定区域内であることなどが必要
	計画	採択にあたっては、各法令等に基づく計画策定などを要する
	改正	採択にあたっては、改正中活法に基づく基本計画の策定が必要
	重複	改正中活法の基本計画の認定と連携した重点的な支援措置がある事業
	活法	改正中活法の基本計画の認定と連携した特例措置がある事業

事業番号	事業名	所管課	採択要件等	改正中活用法 等・県の支援別	支援対象										支援内容		
					公共公益施設					河川	商業施設	住宅	交通	計画策定	ソフト	補助	融資
					街路 公園 駐車場	文化 施設 ・ス ポーツ	集会 ・研修	福祉 ・児童 保育	その他								
【9】建築・住宅																	
31	空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)	住宅政策課	「区域等」「計画」	国		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇
32	空き家対策総合支援事業(国庫補助)	住宅政策課	「区域等」「計画」	国		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇
33	群馬県特定空家等解体支援事業	住宅政策課	「区域等」「計画」	県								◆					◇
34	暮らし・にぎわい再生事業(社会資本整備総合交付金)	住宅政策課	「区域等」「計画」	重点	国	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇
35	市街地再開発事業(社会資本整備総合交付金)	住宅政策課	「区域等」	重点	国	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇
36	住宅市街地総合整備事業(社会資本整備総合交付金)	住宅政策課	「区域等」「計画」	国	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇
37	都市再生総合整備事業(社会資本整備総合交付金)	住宅政策課	「区域等」	国	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆				◆	◆	◇
38	パリアフリー環境整備促進事業(社会資本整備総合交付金)	住宅政策課	「区域等」「計画」	国		◆				◆					◆	◆	◇
39	街なみ環境整備事業(社会資本整備総合交付金)	住宅政策課	「区域等」「計画」	国	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇
40	優良建築物等整備事業(社会資本整備総合交付金)	住宅政策課	「区域等」	国	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇
41	まちづくり融資	住宅政策課	「区域等」	機構									◆				◇
42	防災・省エネまちづくり緊急促進事業(社会資本整備総合交付金)	住宅政策課	「区域等」	国	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆					◇
43	防災・省エネまちづくり緊急促進事業(国庫補助)	住宅政策課	「区域等」	国	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆					◇
44	災害時拠点強靭化緊急促進事業(国庫補助)	住宅政策課	「区域等」	国						◆							◇
45	スマートウェルネス住宅等推進事業(国庫補助) 【地域生活拠点型再開発事業】	住宅政策課	「区域等」	国	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇
46	住宅・建築物安全ストック形成事業(社会資本整備総合交付金)	建築課	「区域等」	国			◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇
47	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(国庫補助)	建築課 住宅政策課	「区域等」	国			◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇
【10】交通																	
48	交通施設パリアフリー化推進	交通イノベーション推進課		県								◆		◆		◆	◇
49	市町村乗合バス補助事業	交通イノベーション推進課		県									◆		◆	◆	◇
50	ステーション整備事業	交通イノベーション推進課		県		◆				◆		◆		◆	◆	◆	◇

中心市街地活性化支援メニュー

凡 例	◆	各事業において支援の対象となるもの
	◇	各事業において支援する内容
	区域等	採択にあたっては、各法令等に基づく指定区域内であることなどが必要
	計画	採択にあたっては、各法令等に基づく計画策定などを要する
	策定	採択にあたっては、改正中活法に基づく基本計画の策定が必要
	改正	改正中活法の基本計画の認定と連携した重点的な支援措置がある事業
	特例	改正中活法の基本計画の認定と連携した特例措置がある事業

事業番号	事業名	所管課	採択要件等	改正中活法	支援対象										支援内容	
					国等 ・県の 支 援 別	公共 公益施設	河川	商業施設	住宅	交通	計 画 策 定	ソ フト	補 助	融 資	起 債	其 他
【11】計画策定																
51	地方創生アドバイザー事業	地域創生課		一財 団									◆			◇
52	まちなか再生事業(補助金)	地域創生課		一財 団									◆	◆	◇	
53	官民連携まちなか再生推進事業	都市計画課	「計画」	国				◆					◆	◆	◇	
54	景観改善推進事業	都市計画課		国									◆		◇	
55	集約都市(コンハクシティ)形成支援事業	都市計画課		国									◆	◆	◇	
56	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	都市計画課		国									◆		◇	
【12】ソフト																
57	移住・定住・交流推進支援事業	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課		一財 団									◆	◇		
58	コミュニティ助成事業(活力ある地域づくり助成事業)	地域創生課		一財 団									◆	◇		
59	地域イベント助成事業	介護高齢課		一財 団									◆	◇		
60	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	地域創生課		一財 団									◆	◇		
61	地域づくり団体活動支援事業	地域創生課		一財 団									◆	◇		
62	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業	地域創生課		一財 団									◆	◇		
63	コミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)	地域創生課		一財 団									◆	◇		
64	官民連携関連施策	都市計画課		国・ 県									◆		◇	
65	長期滞在客等受入促進事業 新規	観光魅力創出課		県									◆	◇		
66	中心市街地・商店街等診断・サポート事業 新規	地域企業支援課		中小 機構									◆		◇	
67	中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)派遣事業 新規	地域企業支援課											◆		◇	

事業名	都市構造再編集中支援事業	1
根拠法令等	都市再生特別措置法、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱	
目的	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間（概ね5年）の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする。	
補助対象	市町村（民間事業者への間接補助含む）、市町村都市再生協議会	
制度の概要	都市再生整備計画に基づき実施される誘導施設及び公共公益施設の整備等に対して補助を行う。 <対象事業> 【基幹事業】 道路・公園・古都保存及び緑地保全等事業・河川・下水道・駐車場有効利用システム・地域生活基盤施設（緑地、広場、駐車場、自転車駐車場、荷物共同集配施設、公開空地、情報板、地域防災施設、人口地盤等）・高質空間形成施設（緑化施設等、電線類地下埋設施設、電柱電線類移設、地域冷暖房施設、歩行支援施設、障害者誘導施設等、情報化基盤施設）・高次都市施設（地域交流センター・観光交流センター、まちおこしセンター、子育て世代活動支援センター、複合交通センター）・誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）・既存建造物活用事業（地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、誘導施設）・土地区画整理事業・市街地再開発事業・住宅街区整備事業・バリアフリー環境整備促進事業・優良建築物等整備事業・住宅市街地総合整備事業・街なみ環境整備事業・住宅地区改良事業等・都心共同住宅供給事業・公営住宅等整備・都市再生住宅等整備・防災街区整備事業・エリア価値向上整備事業・こどもまんなかまちづくり事業・居住誘導促進事業 【提案事業】 事業活用調査・まちづくり活動推進事業・地域創造支援事業 <施行地区> 都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区ほか 詳細については、以下の国土交通省HPをご確認ください。 http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html	事業内容
補助率	都市機能誘導区域内：50% 居住誘導区域内：45%	
担当課 及び連絡先	都市計画課 企画推進係 027-226-3665	
実績	R3年度 6地区（前橋市、高崎市2、桐生市、伊勢崎市、明和町） R4年度 10地区（前橋市、高崎市2、桐生市、伊勢崎市、渋川市2、富岡市、明和町） R5年度 10地区（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、館林市、渋川市2、藤岡市、富岡市、明和町）	

事業名	都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）	2
根拠法令等	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱	
目的	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。	
補助対象	市町村、市町村都市再生協議会	
制度の概要	<p>まちづくりの目標等を記載した「都市再生整備計画」を作成することで、下記の交付対象事業に対して交付金が交付される。</p> <p>令和2年度に制度再編が行われたが、経過措置として令和6年度末までに提出される都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられる。</p> <p>＜交付対象事業＞【基幹事業】</p> <p>道路・公園・古都及び緑地保全事業・河川・下水道・駐車場有効利用システム・地域生活基盤施設(緑地、広場、駐車場、自転車駐車場、荷物共同集配施設、公開空地、情報板、地域防災施設、人工地盤等)・高質空間形成施設(緑化施設等、電線類地下埋設施設、電柱電線類移設、地域冷暖房施設、歩行支援施設、障害者誘導施設等)・高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター、まちおこしほうじや、子育て世代活動支援センター、複合交通センター)・既存建造物活用事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業・バリアフリー環境整備促進事業・優良建築物等整備事業・住宅市街地総合整備事業・街なみ環境整備事業・住宅地区改良事業・都心共同住宅供給事業・公営住宅等整備(公営住宅、地域優良賃貸住宅)・都市再生住宅等整備・防災街区整備事業・エリア価値向上整備事業・こどもまんなかまちづくり事業</p> <p>＜交付対象事業＞【提案事業】※1</p> <p>事業活用調査・まちづくり活動推進事業・地域創造支援事業</p> <p>＜対象区域＞</p> <p>次のいずれかの要件に該当する地区</p> <p>①立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域 (いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすもの) ○市街化区域等内のうち、人口集中地区(DID)3かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域(拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載) ○市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域 <p>②歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域(市街化区域等を除く)。</p> <p>③都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、一定の要件に該当する区域(都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村(基幹市町村)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲)。</p> <p>④一定の要件を満たす産業促進区域※詳細は、下記HP等をご確認ください。 詳細については以下の国土交通省HPをご確認ください http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi Tk_000012.html</p>	
補助率	40%以内(一定の要件※2を満たすことで45%までの嵩上げ有)	
担当課 及び連絡先	都市計画課企画推進係 027-226-3665	
実績	平成16～令和5年度70地区(11市12町2村)	

※1 市町村の提案に基づく地域の創意工夫を活かした事業が対象とされるが、基幹的なハート整備の効果を高めるために合わせて実施する場合に限られる。

※2 歴史的風致維持向上計画関連等、国の重要施策に適合するものについては、45%へ嵩上げされる。

事業名	まちなかウォーカブル推進事業 (都市再生整備計画事業の拡充)	3
根拠法令等	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱、 都市再生推進事業制度要綱	
目的	都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する。	
補助対象等	【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等	
制度の概要	<p>制度の概要</p> <p>事業内容</p> <p><施行地区> 都市再生整備計画事業の施行区域、かつ、まちなかウォーカブル区域（歩ける範囲のエリア（概ね1km程度以内の区域を想定）であって賑わい溢れるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域）</p> <p><支援対象事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ウォーカブルな空間整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変 ・ まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備 例) 街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化・高質化等 ○ アイレベルの刷新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供 ・ 1階部分の透明化等の修景整備 例) 沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供等 ○ 滞在環境の向上（「滞在環境整備事業」を新たに基幹事業として創設） <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備 ・ 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査 例) 社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入等 ○ 景観の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観資源の活用 例) 外観修景、照明施設の整備、道路の美装化等 <p>詳細については、以下の国土交通省HPをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000081.html</p>	
補助率	50%	
担当課 及び連絡先	都市計画課 企画推進係 027-226-3665	
実績	R3年度 1地区（前橋市（事業主体：民間事業者）） R4年度 実施地区なし R5年度 実施地区なし	

事業名	都市・地域交通戦略推進事業（社会資本整備総合交付金）	4
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱	
目的	都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	
補助対象	地方公共団体、まちづくり協議会、第3セクター等	
<p>都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編による都市再生を推進するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共空間や公共交通からなる都市の交通システムの整備に対して支援を行う。</p> <p>＜整備地区＞</p> <p>1) 次の要件のいずれかに該当する地区</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 立地適正化計画の策定区域 b) 交通結節機能高度化計画の策定（が見込まれる）区域 c) バリアフリー基本構想の策定（が見込まれる）区域 d) 歴史的風致維持向上計画の策定（が見込まれる）区域 <p>2) 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略の策定（が見込まれる）区域</p> <p>＜対象事業：整備地区により対象事業が異なる＞</p> <p>1) 整備計画の作成に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 整備計画の作成に関する事業 b) 交通まちづくり活動推進事業 c) スマートシティの推進に資する社会実験 <p>2) 公共的空間等の整備に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 公共的空間等が整備される敷地の整備 b) 公共的空間の整備 c) 歩行空間の整備 d) 駐車場の整備 e) 駐車場有効利用システムの整備 f) 観光バス駐車場の整備 g) 荷捌き駐車場の整備 h) 自転車駐車場の整備 i) バリアフリー交通施設の整備 j) シェアモビリティ設備の整備 k) 路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備 l) (a)から(j)の施設の代替となる又は(a)から(k)と一体となった鉄道施設等の整備 <p>3) 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 都市情報提供システムの整備 b) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備 c) 歩行活動の増加に資する施設の整備 d) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備 e) 案内標識の整備 f) スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備 g) 子ども連れ環境施設の整備 	制度の概要 事業内容	
補助率	1/3 以内（一定の要件等で 1/2 以内※）	
担当課 及び 連絡先	都市計画課 都市計画係 027-226-3654	
実績	1件（前橋市）（R2）	

※ 立地適正化計画に位置づけられた事業等

事業名	中心市街地再活性化等特別対策事業（単独事業）		5
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の活性化に関する法律 ・中心市街地再活性化特別対策事業要綱 ・地方債同意等基準運用要綱 		
目的	地方公共団体が実施する中心市街地の集客力を高めるための公共空間の整備等を支援する。		
事業実施	市町村（一部事務組合を含む。）		
制度の概要	<p>中心市街地活性化法第9条第10項の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に位置づけられた次に掲げる単独事業</p> <p>1 公共施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集客力を高める施設の整備 多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等 ②地域の産業の振興に資する施設の整備 展示施設、物産会館等 ③良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備 ポケットパーク、緑地、駐輪場、四阿、街路灯、ストリートファニチャー等 ④子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備 託児所、親子交流サロン、学習コーナー等 <p>2 助成事業</p> <p>一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの（多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。）に対する助成事業</p>		
充当率	<p>75%</p> <p>※後年度、元利償還金の30%相当額を特別交付税措置</p>		
担当課 及び連絡先	<p>市町村課 地方債・公営企業係</p> <p>T E L : 027-226-2224</p>		
実績	平成28年度 高崎市(公共施設整備事業)		

事 業 名	定住自立圏構想の推進（単独事業）	6
根 抱 法 令 等	地方債同意等基準運用要綱	
目 的	定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等の整備を支援する。	
事業実施	市町村	
制度の概要	事業内容	<p>定住自立圏共生ビジョンに明確に位置付けられている施設等で、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なものとして、次に掲げる要件の全てを満たす事業について地域活性化事業債を充当する。</p> <p>ア 施設等を設置する市町村の住民に加えて、協定を締結した市町村の住民の利用にも供されるなど、中心市と近隣市町村の役割分担の考え方方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。</p> <p>イ 圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置であり、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。</p>
充 当 率	90 % ※後年度、元利償還金の30 %相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入	
担 当 課 及 び 連 絡 先	市町村課 地方債・公営企業係 T E L : 0 2 7 - 2 2 6 - 2 2 2 4	
実 績	なし	

事業名	地域経済循環の創造（単独事業）		7
根拠法令等	地方債同意等基準運用要綱		
目的	自然、景観、文化、產品等の多様な地域資源、伝統的地域産業、科学技術及び情報通信技術（ＩＣＴ）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備を推進、支援する。		
事業実施	市町村		
制度の概要	<p>1 地域資源活用事業</p> <p>①ベンチャー支援、創業支援のための拠点支援、サテライトオフィス誘致支援施設、貸工場等の整備 ②農林水産業や伝統的地域産業の活性化のための加工場、直販施設等の整備 ③地域の観光資源を活用し、観光客の誘致等を図るための施設等の整備 ④水質・土壤汚染対策等産学官共同研究施設や地域の資源を活用した先端科学技術の研究開発のための施設等の整備</p> <p>2 地域情報通信基盤整備事業</p> <p>☆①公共施設等を接続するネットワークの整備（府内ＬＡＮを除く。） ☆②市町村で実施する、デジタル加入者回線設備（簡易局舎の整備に伴うものに限る。）、衛星通信施設の整備、光ファイバの新設、光ファイバの高度化を伴う更新、ケーブルテレビネットワークの光化、ケーブルテレビネットワークの光ファイバの高度化を伴う更新並びに無線アクセス設備の整備 ☆③地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業（受信点を新設する場合の移転を含む。） なお、共聴組合のうち公共的団体が行うものに対する助成事業についても対象とするものであること。 ④地域衛生通信ネットワーク施設の整備 ⑤地域住民への研修や地域の情報発信等の拠点となる情報センター、地域情報化推進コーナー等の整備 ⑥電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するための共同処理センターの整備</p> <p>※☆印については国庫補助事業により整備される場合もある。</p>		
充当率	90 % ※後年度、元利償還金の30 %相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入		
担当課 及び 連絡先	市町村課 地方債・公営企業係 TEL：027-226-2224		
実績	平成25年度 川場村・玉村町(地域資源活用事業) 平成26年度 玉村町(地域資源活用事業) 平成29年度 前橋市・川場村(地域資源活用事業) 平成30年度 館林市・安中市(地域資源活用事業) 令和元年度 前橋市(地域資源活用事業) 令和2年度 前橋市(地域資源活用事業) 令和3年度 前橋市・玉村町(地域資源活用事業) 令和4年度 前橋市・玉村町(地域資源活用事業) 令和5年度 前橋市・玉村町(地域資源活用事業)		

事業名	コミュニティ助成事業（共生の地域づくり助成事業）		8																								
根拠法令等	コミュニティ助成事業実施要綱																										
目的	宝くじの社会貢献広報事業として地域づくり活動に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。																										
実施主体(助成対象)	市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織																										
制度の概要	<p>地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業。</p> <p>また、ハード事業についてはユニバーサルデザインに配慮した設備等の整備、ソフト事業については子ども・女性・高齢者・障がい者などにやさしいまちづくりを進めるための取り組みが対象となる。（バリアフリー化工事も対象。）</p> <p>ただし、自治総合センターが実施している他の事業と重複するものは対象外とする。</p>																										
	助成金	<p>(一財)自治総合センター 10／10以内（上限10,000千円。ただし、ソフト事業は上限5,000千円。）</p>																									
	担当課 及び連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352																									
実績	<table> <tbody> <tr><td>平成25年度</td><td>1件</td><td>10,000千円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>1件</td><td>400千円</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1件</td><td>3,500千円</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>1件</td><td>10,000千円</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>1件</td><td>7,300千円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>2件</td><td>18,300千円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>1件</td><td>10,000千円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>1件</td><td>10,000千円</td></tr> </tbody> </table>			平成25年度	1件	10,000千円	平成27年度	1件	400千円	平成28年度	1件	3,500千円	平成29年度	1件	10,000千円	平成30年度	1件	7,300千円	令和2年度	2件	18,300千円	令和3年度	1件	10,000千円	令和5年度	1件	10,000千円
平成25年度	1件	10,000千円																									
平成27年度	1件	400千円																									
平成28年度	1件	3,500千円																									
平成29年度	1件	10,000千円																									
平成30年度	1件	7,300千円																									
令和2年度	2件	18,300千円																									
令和3年度	1件	10,000千円																									
令和5年度	1件	10,000千円																									

事 業 名	リトリート環境整備事業補助金		9		
根 抱 法 令 等	リトリート環境整備事業補助金交付要綱				
制 度 の 概 要	目 的	群馬県をリトリートの聖地とし、群馬県への旅行の長期滞在化及び付加価値向上のために必要な環境を整備すること。			
	補 助 対 象 等	市町村、観光協会、旅館組合等の複数の団体で構成されている協議会、コンソーシアム等（市町村を含むことが必須）			
	事 業 内 容	<p>以下の事業であって、群馬県が選出した専門的な知見を有するアドバイザーへ意見を聴取した上で実行される事業を補助対象とする</p> <p>【ハード事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増改築、模様替えに係る設計費及び工事費 ・造成費、外構工事費 ・既存施設の撤去・解体費用（撤去・解体しなければ施設を整備できない場合に限る） ・その他、本事業の遂行に必要な施設整備費 <p>【ソフト事業】</p> <p>以下の経費について対象経費全体の2割以内に限り対象とする。（複数年に及ぶ事業の場合、その全体の2割以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知見を有するアドバイザーへ支出する委託費、報酬、謝金 ・整備する施設等と一体的に活用される可搬式の設備整備費 ・整備する施設等と一体的に活用されるソフトウェア開発費等 			
	補 助 率	50%（上限100,000千円）			
担 当 課 及 び 連 絡 先	観光魅力創出課 リトリート推進係 027-226-3385				
実 績	令和5年度：1件				

事業名	コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）		10		
根拠法令等	コミュニティ助成事業実施要綱				
制度の概要	目的	宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な集会施設の整備に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。			
	実施主体(助成対象)	市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織			
	助成内容	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。			
	助成金	(一財)自治総合センター 3／5以内（15,000千円を上限）			
担当課 及び連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352				
実績	令和元年度 3件 45,000千円 令和2年度 3件 28,200千円 令和3年度 3件 45,000千円 令和4年度 4件 58,400千円 令和5年度 4件 59,800千円				

事業名	地域振興調整費（住民センター等整備事業）	11																														
根拠法令等	地域振興調整費補助金交付要綱																															
目的	行政と地域住民が連携し、地域のコミュニティ機能を強化し、魅力ある地域へと向上させる取組を支援することを目的とする。																															
補助対象	<p>住民自治組織 ※新築、全面改築、床面積の変更を伴う改修については、法人格を有する認可地縁団体</p>																															
制度の概要	事業内容(補助メニュー)	<p>集会施設の建設経費の一部を補助する。</p> <p>1. 新設、全面改築 ※ユニバーサルデザインへの配慮が必要</p> <p>2. 改修 ※バリアフリー化または長寿命化を目的とする事業に限る (長寿命化を目的とする改修については、工事費が 2,000 千円以上の事業が対象)</p>																														
	補助率	<p>1／2 以内 新設又は全面改築（限度額：3,000 千円または市町村補助額のうちいずれか少ない額）</p> <p>改修（限度額：1,500 千円または市町村補助額のうちいずれか少ない額）</p>																														
担当課及び連絡先	<p>地域創生課 地域連携係 027-226-2361（内）2361</p>																															
実績	<table> <tbody> <tr><td>平成 26 年度</td><td>3 件</td><td>2,850 千円</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>6 件</td><td>11,633 千円</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>5 件</td><td>8,093 千円</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>3 件</td><td>4,629 千円</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>5 件</td><td>7,849 千円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>2 件</td><td>1,672 千円</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>1 件</td><td>3,000 千円</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>1 件</td><td>500 千円</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>0 件</td><td>0 千円</td></tr> <tr><td>令和 5 年度</td><td>0 件</td><td>0 千円</td></tr> </tbody> </table>		平成 26 年度	3 件	2,850 千円	平成 27 年度	6 件	11,633 千円	平成 28 年度	5 件	8,093 千円	平成 29 年度	3 件	4,629 千円	平成 30 年度	5 件	7,849 千円	令和元年度	2 件	1,672 千円	令和 2 年度	1 件	3,000 千円	令和 3 年度	1 件	500 千円	令和 4 年度	0 件	0 千円	令和 5 年度	0 件	0 千円
平成 26 年度	3 件	2,850 千円																														
平成 27 年度	6 件	11,633 千円																														
平成 28 年度	5 件	8,093 千円																														
平成 29 年度	3 件	4,629 千円																														
平成 30 年度	5 件	7,849 千円																														
令和元年度	2 件	1,672 千円																														
令和 2 年度	1 件	3,000 千円																														
令和 3 年度	1 件	500 千円																														
令和 4 年度	0 件	0 千円																														
令和 5 年度	0 件	0 千円																														

事業名	人材力の活性化（単独事業）	12
根拠法令等	地方債同意等基準運用要綱	
目的	地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備を支援する。	
事業実施	市町村	
制度の概要	事業内容	<p>ア Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備 イ 地場産業後継者の育成・支援施設等の整備 ウ NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備 (具体例) ① NPOサポートセンター ② ボランティア支援センター 等</p> <p>エ 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校の施設（产学連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等）の整備（私学大学等の設置者からの買取りは除く）</p>
充当率	<p>90%</p> <p>※後年度、元利償還金の30%相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入</p>	
担当課 及び 連絡先	市町村課 地方債・公営企業係 TEL：027-226-2224	
実績	<p>平成21年度 上野村（地方移住者等貸付住宅整備） 高崎市、太田市、藤岡市</p> <p>令和5年度 前橋市</p>	

事業名	地域の歴史文化資産の活用（単独事業）	13
根拠法令等	地方債同意等基準運用要綱	
目的	個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備を支援する。	
事業実施	市町村	
制度の概要	事業内容	①文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 182 条第 2 項の規定により指定された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）の取得、保存及び周辺整備 ②同法第 27 条第 1 項等の規定により指定された重要文化財、国宝等（建造物等又は土地に限る。）の取得、保存及び周辺整備 ③同法第 57 条第 1 項等の規定により登録された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）の取得、保存及び周辺整備 ④住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等
	充当率	90 % ※後年度、元利償還金の 30 %相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入
担当課 及び連絡先	市町村課 地方債・公営企業係 TEL : 027-226-2224	
実績	平成 21 年度 藤岡市（地域資源活用促進事業） 平成 24 年度 前橋市 平成 25 年度 前橋市 平成 26 年度 前橋市 平成 27 年度 前橋市 平成 28 年度 前橋市 平成 29 年度 前橋市 令和元年度 前橋市、沼田市 令和 4 年度 伊勢崎市、安中市 令和 5 年度 前橋市	

事業名	都市開発資金	14
根拠法令等	都市開発資金の貸付けに関する法律	
目的	<p>都市の計画的整備を推進するために、地方公共団体等及び土地開発公社に対し、公共施設や都市開発のための用地の先行取得資金を貸付けるとともに、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進のための必要な資金の貸付け、並びに良好な都市機能や都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業や賑わい増進事業に必要な資金の貸付けを行うもの。</p>	
補助対象	<p>下記①②④:地方公共団体、組合、個人、法人等(地方公共団体経由で貸付け) 下記③ :地方公共団体、中心市街地整備推進機構(地方公共団体経由で貸付け)</p>	
制度の概要	<p>①土地区画整理事業資金融資(無利子貸付金) 　・事業資金貸付金 　・保留地取得資金貸付金 ②市街地再開発事業資金融資(無利子貸付金) 　・事業資金貸付金・保留床取得資金貸付金 ③用地先行取得資金融資(長期・低利融資) 　・都市施設用地買収資金 　・都市機能更新用地買取資金 ④都市環境維持・改善事業資金融資(無利子貸付金) 　・法人等が行う都市環境維持・改善事業 (まちづくり活動拠点、空地・空き店舗活用、ポケットパーク整備、駐車場整備等)</p> <p>詳細については以下の国土交通省 HPをご確認ください http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmaintenance_k_000035.html</p>	
補助率	<p>組合、個人、法人等に無利子貸付けを行う地方公共団体に対してその資金の一部(事業費うち国の貸付額は地方公共団体貸付額の 1/2 以内)</p>	
担当課 及び 連絡先	<p>都市計画課 企画推進係 ※「国の予算等貸付金債」に該当するため、借り入れ(=起債)に当たっては、県知事(市町村課 地方債・公営企業係)への届出が必要。 027-226-3661</p>	
実績	<p>平成 8 年度 伊勢崎市(公園事業) 平成 14~16 年度 桐生市(街路事業) 平成 21 年度 千代田町(土地区画整理事業)</p>	

事 業 名	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 (木造公共建築物等の整備)	15
根拠法令等	森林・林業基本法	
目 的	意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削除を図るべく必要な支援を行うことを目的とする。	
補助対象	県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号)規定する公共建築物の整備主体	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の方針に基づく公共建築物の整備 (木造公共施設、木質内装、木製外構施設、付帯施設等) 	
制度の概要	<p>①木造公共施設、木製外構施設、附帯施設：補助率 15 % なお、次に該当する施設のうち、特にモデル性が高いものは 1 / 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLT を構造耐力上主要な部分に活用する建築物 ・耐火建築物又は 3 階建ての準耐火建築物 ・角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 <p>(採択要件) 床面積 1m² 当たりの地域材利用量が 0.18m³ 以上かつ延べ床面積 300m² 以上であること。</p> <p>②木質内装：補助率 3.75 % ただし、木質内装部分の事業費の 1 / 2 以内</p> <p>(採択要件) 対象施設の延べ床面積が 300m² 以上かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が 300m² 以上であること。</p>	
担当課 及び連絡先	林業振興課 県産木材振興係 TEL : 027-226-3240	
実績	平成 21, 22, 23, 24, 25, 27 年度	

事 業 名	ぐんまの木で温もりのある空間づくり事業（単独事業）	16
根 拠 法 令 等	木材等生産振興対策事業補助金交付要綱	
目 的	公共施設の建設、改修が見込まれるが、公共施設の木造率は依然として低いままである。このような中、大量の木材利用が期待できる公共施設を木造・木質化することで一層の県産材需要の拡大を図る。	
補 助 対 象	学校法人、社会福祉法人等	
対 象 施 設	学校法人、社会福祉法人等が建設する教育・福祉関連施設	
制 度 の 概 要	事業内容 (補助要件) (1) 公共施設の木質化 ・床、壁、天井、外壁の木質化 ・使用部材厚が 12 mm 以上 ・市町村木材利用方針が策定済み又は策定見込みであること (2) 外構施設の木造化 ・2 m 3 以上の木材使用量 ・市町村木材利用方針が策定済み又は策定見込みであること	
補 助 率	(1) 公共施設の木質化 ・学校法人・社会福祉法人 : 6,000 円 / m ² 県 : 3,000 円 / m ² 【上限 300 万円】 市町村 : 3,000 円 / m ² (2) 外構施設の木造化 ・学校法人・社会福祉法人 : 1 / 2 県 : 1 / 4 【上限 100 万円】 市町村 : 1 / 4	
担 当 課 及 び 連 絡 先	林業振興課 県産木材振興係 TEL : 027-226-3240	
実 績	平成 27 年度 2 件 平成 28 年度 5 件 平成 29 年度 4 件 令和 元年度 2 件 令和 2 年度 4 件 令和 3 年度 1 件 令和 5 年度 1 件	

事 業 名	ぐんまの「木育」推進事業補助金（木育空間整備支援）		17		
根 拠 法 令 等	森林・林業基本法				
制 度 の 概 要	目 的	県産木材の利用を促進するとともに、森林づくりや木材の利用に関する人づくりを推進するため、木に触れ、その温もりや良さを感じてもらうために実施する民間施設における木育空間整備を支援する。			
	補 助 対 象	民間施設等の設置運営者			
	内 容	県産木材を用いた木育スペースの設置に係る経費を補助 ・木製玩具・遊具及び什器等の購入に係る経費 (県産木材を使用したものに限る)			
	補 助 率	補助対象経費の 1 / 2 以内 (上限 100 千円)			
担 当 課 及 び 連 絡 先	林業振興課 県産木材振興係 T E L : 0 2 7 - 2 2 6 - 3 2 4 0				
実 績	令和 4 年度 2 件、令和 5 年度 3 件				

事 業 名	駅前駐輪場整備事業（単独事業）	18
根 抱 法 令 等	群馬県駅前駐輪場整備事業補助金交付要綱	
制 度 の 概 要	目 的	鉄道及び自転車の利用促進や鉄道駅利用者の利便性の向上と駐輪場周辺の環境改善のため、市町村が実施する駅前駐輪場整備事業に対して支援する。
	事業実施	市町村
	事業内容	駅前駐輪場の整備（駐輪場施設（屋根、ラック等）及び舗装等場内整備） ※駐輪台数が200台程度以下の駐輪場を対象とする
	補助率等	県1／2以内、補助限度額は1箇所当たり2,000千円 ※用地費は除く。 ※国庫補助事業等他の補助事業の対象となる事業は除く。 ※鉄道事業者等からの負担金等の収入がある事業は、当該収入を控除した額を補助対象経費の上限とする。
担 当 課 及 び 連 絡 先	交通イノベーション推進課 鉄道振興係 027-226-2381	
実 績	平成15年度 畑川村 2駅 平成16年度 邑楽町 1駅 平成17年度 前橋市 1駅 桐生市 1駅 令和 2年度 桐生市 1駅	

事 業 名	駐車場整備事業	19
根 抱 法 令 等	・駐車場法、都市計画法、道路法 ・地方債同意等基準	
制 度 の 概 要	目 的	公営企業として行われる一般公共の用に供される有料の駐車場の整備事業及びこれらに対する一般会計からの出資金を対象とする。
	事業実施	市町村（一部事務組合を含む。）
	事業内容	1建設改良費及び準建設改良費。（対象事業費には、自動二輪車、自転車等の置場を併設し一体として運営するものを含む。）
	充 当 率	100%
担 当 課 及 び 連 絡 先	市町村課 地方債・公営企業係 TEL：027-226-2227	
実 績	なし	

事業名	文化財保存事業費補助金			20
根拠法令等	文化財保護法、群馬県文化財保護条例			
制度の概要	目的	国・県指定等文化財を良好な状態で保存管理し、活用を図る。		
	補助対象	国・県指定等文化財及び埋蔵文化財の保存・活用事業。		
	内容	国・県指定等文化財の保存・整備・活用等に係る事業費の一部及び重要遺跡の内容確認調査や分布調査等に係る事業費の一部を補助する。		
	補助率	補助事業の種類ごとに定められた率。		
担当課 及び 連絡先	文化財保護課 内線4692（文化財活用係長 笹澤）			
実績	平成24年度 平成26年度 平成28年度 平成30年度 令和2年度 令和4年度	82事業 67事業 78事業 65事業 72事業 73事業	平成25年度 平成27年度 平成29年度 令和元年度 令和3年度 令和5年度	71事業 68事業 69事業 70事業 66事業 74事業

事業名	国際観光旅客税財源観光振興費補助金			21
根拠法令等	文化財保護法			
制度の概要	目的	<ul style="list-style-type: none"> 文化財に関する多言語で先進的な多言語解説を整備 文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとする インバウンドの増加に伴う文化財を活用した観光拠点の磨き上げ 先端技術を駆使した文化財の公開・活用の取組を支援 		
	補助対象	国指定等文化財の活用整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 文化財多言語解説整備 生きた歴史体感プログラムの製作 文化財の情報発信のためのコンテンツの作成及び環境整備 文化財の活用に資する設備等整備等 		
	事業内容	外国人観光客の増加が見込まれている中で、地域に所在する国指定等文化財の総合的な活用推進に資する事業費の一部を補助する。		
	補助率	補助事業の種類ごとに定められた率。		
担当課 及び 連絡先	文化財保護課 内線4692（文化財活用係長 笹澤）			
実績	令和元年度 令和3年度 令和5年度	3事業 1事業 1事業	令和2年度 令和4年度	3事業 0事業

事業名	地域密着型介護拠点緊急整備	22
根拠法令等	群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱	
制度の概要	目的	住み慣れた地域でできる限り生活を続けられるよう、地域密着型介護老人福祉施設等の介護サービス基盤の充実を図る。
	補助対象	地域密着型介護老人福祉施設等の施設整備
	内容	地域密着型介護老人福祉施設等の整備を行う市町村に対し、施設整備費の一部を補助する。
	補助率	定額 ○地域密着型特別養護老人ホーム 1床あたり 4,880千円 ○グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 1施設あたり 36,600千円
担当課 及び連絡先	介護高齢課 保健・居住施設係 電話：027-226-2566	
実績	平成24年度決算額	221,000千円
	平成25年度決算額 (前年度からの繰越分)	232,000千円
	(当該年度分)	205,000千円
	平成26年度決算額 (前年度からの繰越分)	60,000千円
	(当該年度分)	33,594千円
	平成27年度決算額	92,700千円
	平成28年度決算額 (前年度からの繰越分)	741,600千円
	(当該年度分)	311,480千円
	平成29年度決算額 (前年度からの繰越分)	1,034,741千円
	(当該年度分)	286,143千円
	平成30年度決算額 (前年度からの繰越分)	928,789千円
	(当該年度分)	928,789千円
	0千円	0千円
	令和元年度決算額 (前年度からの繰越分)	133,300千円
	(当該年度分)	64,000千円
	69,300千円	69,300千円
	令和2年度決算額 (前年度からの繰越分)	540,309千円
	(当該年度分)	451,150千円
	89,159千円	89,159千円
	令和3年度決算額 (前年度からの繰越分)	346,976千円
	(当該年度分)	346,976千円
	0千円	0千円
	令和4年度決算額 (前年度からの繰越分)	100,800千円
	(当該年度分)	100,800千円
	0千円	0千円
	令和5年度予算額	943,273千円

事業名	子ども・子育て支援施設整備交付金	23																				
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法																					
制度の概要	目的	放課後児童クラブの整備の促進を図ることにより、児童の福祉の増進に資することを目的とする。																				
	補助対象	市町村、社会福祉法人等																				
	内容	放課後児童クラブの施設整備に対する補助。																				
	補助率	国1／3、県1／3、市町村1／3 (社会福祉法人等は、国、県、市で2/9ずつ、社会福祉法人等1/3) 待機児童解消の場合 国2／3、県1／6、市町村1／6 (社会福祉法人等は、国1/2、県と市で1/8ずつ、社会福祉法人等1/4)																				
担当課 及び連絡先	子ども・子育て支援課 子育て支援係 027-226-2622																					
実績	<table> <tr><td>平成26年度</td><td>児童館1か所、放課後児童クラブ 3か所</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>放課後児童クラブ 5か所</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>放課後児童クラブ 9か所</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>放課後児童クラブ 8か所</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>放課後児童クラブ 12か所</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>放課後児童クラブ 13か所</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>放課後児童クラブ 10か所</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>放課後児童クラブ 13か所</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>放課後児童クラブ 1か所</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>放課後児童クラブ 5か所</td></tr> </table>		平成26年度	児童館1か所、放課後児童クラブ 3か所	平成27年度	放課後児童クラブ 5か所	平成28年度	放課後児童クラブ 9か所	平成29年度	放課後児童クラブ 8か所	平成30年度	放課後児童クラブ 12か所	令和元年度	放課後児童クラブ 13か所	令和2年度	放課後児童クラブ 10か所	令和3年度	放課後児童クラブ 13か所	令和4年度	放課後児童クラブ 1か所	令和5年度	放課後児童クラブ 5か所
平成26年度	児童館1か所、放課後児童クラブ 3か所																					
平成27年度	放課後児童クラブ 5か所																					
平成28年度	放課後児童クラブ 9か所																					
平成29年度	放課後児童クラブ 8か所																					
平成30年度	放課後児童クラブ 12か所																					
令和元年度	放課後児童クラブ 13か所																					
令和2年度	放課後児童クラブ 10か所																					
令和3年度	放課後児童クラブ 13か所																					
令和4年度	放課後児童クラブ 1か所																					
令和5年度	放課後児童クラブ 5か所																					

事業名	子ども・子育て支援交付金（放課後子ども環境整備事業）	24																				
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法																					
制度の概要	目的	小学校内の余裕教室等を活用するなどの方法により、放課後児童クラブの設置促進を図る。																				
	補助対象	市町村																				
	内容	小学校内等において教材等の保管場所として使用されている余裕教室等の改修、倉庫設置等のために必要な費用に対する補助。																				
	補助率	国1／3、県1／3、市町村1／3																				
担当課 及び連絡先	子ども・子育て支援課 子育て支援係 027-226-2622																					
実績	<table> <tr><td>平成26年度</td><td>3か所</td><td>平成27年度</td><td>4か所</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>14か所</td><td>平成29年度</td><td>0か所</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>6か所</td><td>令和元年度</td><td>6か所</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>8か所</td><td>令和3年度</td><td>7か所</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>4か所</td><td>令和5年度</td><td>3か所</td></tr> </table>		平成26年度	3か所	平成27年度	4か所	平成28年度	14か所	平成29年度	0か所	平成30年度	6か所	令和元年度	6か所	令和2年度	8か所	令和3年度	7か所	令和4年度	4か所	令和5年度	3か所
平成26年度	3か所	平成27年度	4か所																			
平成28年度	14か所	平成29年度	0か所																			
平成30年度	6か所	令和元年度	6か所																			
令和2年度	8か所	令和3年度	7か所																			
令和4年度	4か所	令和5年度	3か所																			

事業名	安心こども基金事業（保育所等の整備）					25	
根拠法令等	安心こども基金管理運営要領 保育所等緊急整備事業補助金交付要綱						
制度の概要	目的	子育て支援対策臨時特例交付金により造成した「安心こども基金」を活用し、子どもを安心して育てることができるよう保育所等の施設整備に必要な経費の一部を補助する。					
	補助対象	民間保育所、認定こども園					
	内容	創設、増改築及び大規模改修					
	補助率	県（基金）1/2、市町村1/4 ※特例措置あり：県（基金）2/3、市町村1/12					
担当課 及び 連絡先	こども・子育て支援課 保育係（027-226-2626）						
実績	整備区分	年 度					
		R1	R2	R3	R4	R5	
		創設	0件	1件	0件	0件	0件
		増築	0件	0件	0件	0件	0件
		増改築	0件	0件	0件	0件	0件
		改築	0件	0件	0件	0件	0件
		大規模修繕等	4件	1件	0件	0件	0件
		賃貸	0件	0件	0件	0件	0件
計	4件	2件	0件	0件	0件		

事業名	一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保（単独事業）	26												
根拠法令等	地方債同意等基準運用要綱													
目的	少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備を支援する。													
事業実施	市町村													
制度の概要	事業内容	<p>1 リハビリテーション施設、看護師等養成所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で定めるものを除く。）等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備</p> <p>2 地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入</p> <p>3 集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備</p>												
	充当率	90% ※後年度、元利償還金の30%相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入												
担当課 及び連絡先	市町村課 地方債・公営企業係 TEL：027-226-2224													
実績	<table> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>前橋市、太田市（少子・高齢化対策事業）</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>館林市</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>館林市、下仁田町</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>館林市、長野原町</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>館林市、富岡市</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>前橋市</td> </tr> </tbody> </table>		平成21年度	前橋市、太田市（少子・高齢化対策事業）	平成25年度	館林市	平成26年度	館林市、下仁田町	平成28年度	館林市、長野原町	令和4年度	館林市、富岡市	令和5年度	前橋市
平成21年度	前橋市、太田市（少子・高齢化対策事業）													
平成25年度	館林市													
平成26年度	館林市、下仁田町													
平成28年度	館林市、長野原町													
令和4年度	館林市、富岡市													
令和5年度	前橋市													

事業名	こども・子育て支援事業（単独事業）【新規】	27
根拠法令等	地方債同意等基準運用要綱	
目的	こども基本法に基づく市町村こども計画により行われるこども・子育てを支援するための施設の整備を支援する	
実施主体	市町村（社会福祉法人、学校法人等の公共的団体が実施する事業を含む）	
制度の概要	事業内容	<p>1 公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業（子育て相談室、あそびの広場、科学・自然・音楽・調理等の体験コーナー、子育て親子の交流の場等（以下「子育て相談室等」という。）の設置）</p> <p>2 こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業（子育て相談室等の設置）</p> <p>3 子育て関連施設（保育所等の児童福祉施設、障害児施設、認定こども園、幼稚園等）における環境改善事業（空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場等の設置、バリアフリー化、トイレの洋式化等）</p> <p>4 認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備</p>
充当率	90 % ※後年度、元利償還金の50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入	
担当課 及び 連絡先	市町村課 地方債・公営企業係 TEL：027-226-2224	
実績		

事業名	かわまちづくり支援制度	28
根拠法令等	河川法	
目的	河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を行う「かわまちづくり」の推進に対して、河川管理者が支援する制度	
補助対象	県	
制度の概要	<p>市町村及び民間事業者等が河川管理者と共同で以下の内容を定めた「かわまちづくり」計画を策定し、国へ登録申請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針 (2) 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策） (3) 推進主体 (4) 安全な河川利用に向けた取組 (5) 準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組 (6) 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組 (7) 維持管理計画 (8) その他特筆すべき事項 <p>河川管理者は計画に基づき、水辺整備等のハード支援や地域づくりのフォローアップ等のソフト支援を行う。</p>	
補助率	<p>県：該当する交付金事業の補助率、県単独事業 市町村：単独事業もしくは別途事業</p>	
担当課 及び 連絡先	河川課 川づくり係 027-226-3626	
実績	<p>平成30年度 みなかみ町かわまちづくり(利根川) <参考> 国土交通省管理河川 2地区 (利根川利根大堰上流地区(千代田町)、烏川高松地区(高崎市))</p>	

事業名	水辺の楽校プロジェクト		29		
根拠法令等	河川法				
制度の概要	目的	河川の持つ様々な機能を活かし、子供達が身近な自然環境の学びの場として川で遊べる水辺を整備			
	施行者	県及び市町村			
	対象箇所	指定区間内の一級河川			
	事業内容	<p>市町村等の要望に基づき水辺に近づきやすく、水とふれあえる学びの場や遊びの場となるよう堤防の緩傾斜化やワンド遊歩道を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県（河川管理者）は、堤防・護岸等河川管理施設の整備 ○市町村は、水辺に親しむための施設の整備 			
	補助率	<p>県：該当する交付金事業の補助率、県単独事業</p> <p>市町村：単独事業もしくは別途事業</p>			
担当課 及び連絡先	河川課 川づくり係 027-226-3626				
実績	平成20年度 牛池川、桜川 平成21～28年度 桜川				

事業名	創業者・再チャレンジ支援資金	30																																							
根拠法令等	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金融資促進制度要綱																																								
目的	新たに事業を始めようとする者や再起業しようとする者を支援する。																																								
制度の概要	<p>①Aタイプ 創業後5年未満の中小企業者で、要件に該当する方</p> <p>②B-1タイプ これから創業する方又は創業後5年未満の方で、要件に該当する方</p> <p>③B-2タイプ 金融機関に加えて群馬県信用保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受け、これから創業する方又は創業後3年未満の方で、要件に該当する方</p> <p>④B-3タイプ B-2タイプに該当する方のうち、女性・若者（34歳以下）・シニア（55歳以上）の方</p> <p>⑤Cタイプ 事業廃止又は会社解散から5年未満の方で、これから再起業する方又は再起業後5年未満の方で、要件に該当する方</p> <p>⑥Dタイプ これから法人として創業する方又は法人で創業後5年未満の方で、要件に該当する方</p>																																								
資金用途	設備資金及び運転資金																																								
融資限度額等	<p>融資限度額：Aタイプ 4,500万円（内運転資金2,500万円） B・C・Dタイプ 3,500万円</p> <p>融資利率：責任共有対象外 年1.5%以内 責任共有対象 年1.55%以内</p> <p>融資期間：Aタイプ 設備 10年以内（うち据置2年以内） 運転 5年以内（うち据置1年以内） B・C・Dタイプ 設備 7年以内（うち据置1年以内） 運転 5年以内（うち据置1年以内） 運転設備 7年以内（うち据置1年以内）</p>																																								
担当課 及び連絡先	地域企業支援課 金融係 027-226-3332																																								
実績	<table> <tbody> <tr><td>平成23年度</td><td>232件</td><td>1,216,213千円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>172件</td><td>962,230千円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>157件</td><td>837,807千円</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>190件</td><td>1,065,545千円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>149件</td><td>839,240千円</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>108件</td><td>588,265千円</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>118件</td><td>675,060千円</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>108件</td><td>615,790千円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>89件</td><td>487,093千円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>76件</td><td>432,120千円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>143件</td><td>818,530千円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>136件</td><td>832,810千円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>130件</td><td>721,150千円</td></tr> </tbody> </table>		平成23年度	232件	1,216,213千円	平成24年度	172件	962,230千円	平成25年度	157件	837,807千円	平成26年度	190件	1,065,545千円	平成27年度	149件	839,240千円	平成28年度	108件	588,265千円	平成29年度	118件	675,060千円	平成30年度	108件	615,790千円	令和元年度	89件	487,093千円	令和2年度	76件	432,120千円	令和3年度	143件	818,530千円	令和4年度	136件	832,810千円	令和5年度	130件	721,150千円
平成23年度	232件	1,216,213千円																																							
平成24年度	172件	962,230千円																																							
平成25年度	157件	837,807千円																																							
平成26年度	190件	1,065,545千円																																							
平成27年度	149件	839,240千円																																							
平成28年度	108件	588,265千円																																							
平成29年度	118件	675,060千円																																							
平成30年度	108件	615,790千円																																							
令和元年度	89件	487,093千円																																							
令和2年度	76件	432,120千円																																							
令和3年度	143件	818,530千円																																							
令和4年度	136件	832,810千円																																							
令和5年度	130件	721,150千円																																							

事業名	空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）	31
根拠法令等	小規模住宅地区等改良事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱、住宅地区改良事業等対象要綱、住宅地区改良事業等補助金交付要綱	
制度の概要	目的	老朽化の著しい住宅が存在する地区において、住環境の改善を図るために、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行い、もって公共の福祉に寄与する。
	補助対象	市町村
	内容	不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び所有者の特定、空き家住宅又は空き建築物の活用
	補助率	2分の1
担当課 及び連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実績	平成28年度 桐生市（実態把握）、富岡市（除却・活用） 平成29年度 伊勢崎市（除却）、みどり市（実態把握）、吉岡町（実態把握）、榛東村（実態把握）、下仁田町（除却） 平成30年度 伊勢崎市（除却）、館林市（除却）、下仁田町（除却） 令和元年度 伊勢崎市（除却）、館林市（除却）、下仁田町（除却）、明和町（実態把握） 令和2年度 館林市（実態把握）、高山村（実態把握）、下仁田町（除却）、明和町（実態把握）、大泉町（除却） 令和3年度 下仁田町（除却）、長野原町（活用）、明和町（除却・実態把握）、大泉町（除却） 令和4年度 吉岡町（実態把握）、下仁田町（除却）、大泉町（除却） 令和5年度 館林市（除却）、富岡市（除却）、下仁田町（除却）、長野原町（活用）、高山村（除却）、大泉町（除却）	

事業名	空き家対策総合支援事業（国庫補助）	32
根拠法令等	住宅市街地総合整備事業制度要綱、小規模住宅地区等改良事業制度要綱、住宅地区改良事業等対象要綱	
制度の概要	目的	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家等対策計画に沿って実施される市町村の空き家対策を支援する事業で、住環境の改善を図るため、不良住宅、空家等又は特定空家等の除却及び空家等の活用を行い、もって公共の福祉に寄与する。
	補助対象	市町村
	内容	不良住宅、空家等又は特定空家等の除却、活用及び所有者の特定等に対する補助制度
	補助率	2分の1
担当課 及び連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実績	平成28年度 前橋市 (除却・活用・実態把握) 平成29年度 前橋市 (除却・活用・実態把握) 富岡市 (除却・活用) 中之条町 (除却・活用) 平成30年度 前橋市 (除却・活用) 桐生市 (除却・活用) 富岡市 (除却・活用) 中之条町 (除却) 令和元年度 前橋市 (除却・活用) 桐生市 (除却・活用) 富岡市 (除却) 甘楽町 (除却) 中之条町 (除却) 令和2年度 前橋市 (除却・活用) 桐生市 (除却) 伊勢崎市 (除却・活用・実態把握) 富岡市 (除却・実態把握) 甘楽町 (除却) 中之条町 (除却・活用) 令和3年度 前橋市 (除却・活用) 桐生市 (除却・活用・実態把握) 伊勢崎市 (除却) 富岡市 (除却・所有者特定) 甘楽町 (除却・活用) 中之条町 (除却) 令和4年度 前橋市 (活用)、桐生市 (除却) 伊勢崎市 (除却)、 富岡市 (除却)、甘楽町 (除却・実態把握)、 中之条町 (除却) 令和5年度 前橋市 (活用)、桐生市 (除却・活用)、伊勢崎市 (除 却)、渋川市 (活用)、甘楽町 (除却)、中之条町 (除却)	

事業名	群馬県特定空家等解体支援事業	33
根拠法令等	群馬県特定空家等解体支援事業補助金交付要綱	
制度の概要	目的	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、所有者不明等の特定空家等を除却する市町村を支援する事業で、老朽化した危険空き家の除却を促進し、地域の住環境向上を図る。
	補助対象	市町村
	内容	所有者不明特定空家等の除却（略式代執行）に対する補助制度
	補助率	2分の1（上限500千円／1件）
担当課 及び連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実績	平成29年度 下仁田町	

事業名	暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金）	34
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	暮らし・にぎわい再生事業は、中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的とする。
	補助対象	地方公共団体
	内容	都市機能まちなか立地支援、空きビル再生支援、賑わい空間施設整備、附帯事業
	補助率	3分の1（要件を満たせば5分の2に割増有）
担当課 及び連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実績	(補助事業年度) 平成20～22年度 高崎市（高松町地区） 平成26～令和元年度 高崎市（高崎駅東口地区 高崎芸術劇場） 平成29～令和元年度 群馬県（群馬県コンベンション地区 Gメッセ）	

事業名	市街地再開発事業（社会資本整備総合交付金）	35
根拠法令等	都市再開発法、社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	市街地再開発事業は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
	補助対象	地方公共団体
	内容	調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び附帯施設整備
	補助率	事業主体が施行者に補助する費用の2分の1かつ事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額
担当課 及び連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実績	<p>(事業認可)</p> <p>S54.3.29 高崎市 (高崎市中部名店街B1) S57.1.6 高崎市 (高崎駅東口第一) S62.1.21 高崎市 (高崎駅西口第一) S62.6.23 高崎市 (高崎駅東口第二) S62.11.27 高崎市 (高崎駅西口第二) H2.3.12 高崎市 (高崎市城址) H2.4.24 沼田市 (下之町) H3.9.4 高崎市 (高崎駅東口第三) H4.7.20 前橋市 (千代田町二丁目5番街) H6.11.25 高崎市 (高崎駅東口第四) H7.8.22 高崎市 (高崎駅西口旭町西) H11.8.30 高崎市 (高崎駅西口北第一) H27.1.21 太田市 (太田駅南口第二) H29.1.20 高崎市 (高崎駅東口第九) R1.8.7 前橋市 (JR前橋駅北口) R2.8.11 太田市 (太田市浜町第二地区) R5.12.18 太田市 (太田駅南口第三地区) </p>	

事業名	住宅市街地総合整備事業（社会資本整備総合交付金）	36
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	住宅市街地総合整備事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
	補助対象	地方公共団体他
	内容	整備計画策定等、共同施設整備等、公共空間等整備、老朽建築物等除却、地区公共施設等整備、仮設住宅等設置、公営住宅整備事業等
	補助率	2分の1、3分の1
担当課及び連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実績	平成8～16年度 沢川市（石原地区） 平成9～17年度 桐生市（南小地区） 平成10～12年度 伊勢崎市（平和町）、太田市（太田駅周辺） 平成15～16年度 桐生市（広沢町一・二・三丁目地区） 平成13～令和4年度（実施中）伊勢崎市（伊勢崎駅周辺第一地区） 平成30～令和3年度 前橋市（中川地区前橋版CCRC）	

事業名	都市再生総合整備事業（社会資本整備総合交付金）	37
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	都市再生総合整備事業は、大都市圏における経済活動の過度の集中による交通渋滞、環境負荷の高まり、居住立地構造の歪み等への対応、既成市街地や臨海部を中心に発生している大規模工場跡地等の低・未利用地の有効活用、防災上危険な密集市街地の改善等の課題を総合的・戦略的に解決し、わが国の都市の構造と環境を経済社会の変化に対応した豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築することを目的とする。
	補助対象	地方公共団体他
	内容	基本計画等策定、都市基盤施設、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設
	補助率	3分の1
担当課及び連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実績		

事業名	バリアフリー環境整備促進事業（社会資本整備総合交付金） (旧 人にやさしいまちづくり事業)	38
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	バリアフリー環境整備促進事業は、本格的な高齢社会の到来、都市化の進展等に対応して、高齢者及び障害者に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
	補助対象	地方公共団体
	内容	基本構想及びバリアフリー環境整備計画作成、移動システム等の整備
	補助率	事業主体が行う事業については事業費の3分の1 事業主体が施行者に補助する費用の2分の1かつ事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額
担当課 及び連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実績	<p>(補助事業年度)</p> <p>平成6年度 高崎市(駅東口) 平成8年度 前橋市(新前橋駅) 平成9年度 前橋市(新前橋駅) 平成10年度 前橋市(新前橋駅) 平成11年度 高崎市(駅西口) 平成17年度 高崎市(駅西口)</p>	

事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）	39
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	この事業は、住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う地方公共団体及び土地所有者等に対して国等が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
	補助対象	市町村他
	内容	協議会活動助成事業、整備方針策定事業、事業計画策定、街なみ整備事業、街なみ整備助成事業
	助率	2分の1、3分の1
担当課 及び連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実績	平成17～令和5年度（実施中） みなかみ町（水上地区） 平成22～令和5年度（実施中） 草津町（クラシック草津地区） 平成26～令和5年度（実施中） みなかみ町（湯宿地区） 平成27～令和5年度（実施中） 甘楽町（甘楽町小幡地区） 平成28～令和5年度（実施中） 富岡市（富岡中央地区） 令和5年度～（実施中） 前橋市（総社及び総社山王地区）	

事業名	優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金）	40
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	優良建築物等整備事業は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業について、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
	補助対象	地方公共団体
	内容	調査設計計画、土地整備、共同施設整備
	補助率	○事業主体が行う事業については事業費の3分の1 ○事業主体が施行者に補助する費用の2分の1かつ事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額
担当課及び連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実績	<p>（補助事業年度）</p> <p>昭和 59 年度 高崎市（田町）、昭和 61～63 年度 高崎市（都心部 A2）</p> <p>昭和 62～63 年度 高崎市（高崎駅西口第五）</p> <p>昭和 63 年度 高崎市（都心部 B3）、昭和 63～平成 2 年度 高崎市（都心部 B2）</p> <p>平成元～5 年度 前橋市（本町 213）、平成 4～5 年度 高崎市（本町第三）</p> <p>平成 6～9 年度 高崎市（高崎駅東口第五）</p> <p>平成 8～9 年度 草津町（ターミナル西）、平成 10～12 年度 高崎市（宮元町）</p> <p>平成 11～12 年度 高崎市（高崎駅東口第六）、平成 12～13 年度 高崎市（鶴見町）</p> <p>平成 12～14 年度 前橋市（南町 365）、平成 13～15 年度 高崎市（真町）</p> <p>平成 13～14 年度 高崎市（八島町）、</p> <p>平成 14～15 年度 高崎市（高崎駅西口北第二）、</p> <p>平成 16～17 年度 高崎市（高崎市旭町）、</p> <p>平成 16～17 年度 高崎市（高崎市八島町南）、</p> <p>平成 18～20 年度 前橋市（前橋市本町 11）</p> <p>平成 19～21 年度 太田市（浜町）、平成 20～22 年度 高崎市（高崎駅西口第四）</p> <p>平成 22～23 年度 高崎市（高崎駅東口第八）</p> <p>平成 26～27 年度 前橋市（表町 218）</p> <p>平成 27～30 年度 前橋市（城東町 11）</p> <p>平成 28～30 年度 前橋市（本町 213-2）</p> <p>令和元～3 年度 前橋市（本町 14）</p> <p>令和 2 年度～ 高崎市（宮元町第二）※実施中</p> <p>令和 4 年度～ 前橋市（古市町一丁目）※実施中</p> <p>令和 5 年度～ 高崎市（連雀町地区）※実施中</p>	

事業名	まちづくり融資	41
根拠法令等		
制度の概要	目的	マンション建替事業、市街地再開発事業等で、マンション建替組合・再開発組合・保留床取得者等様々な立場の主体が必要とする様々な資金に適確に対応した低金利な融資で資金計画を支援する。
	融資対象	分譲住宅建設事業者、マンション建替組合、再開発組合、保留床取得者等
	内容	共同建替事業、マンション建替事業、総合的設計協調建替え事業、地区計画等適合建替え事業
	融資額	対象事業費の100%
担当課 及び 連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実績		

事業名	防災・省エネまちづくり緊急促進事業（社会資本整備総合交付金）	42
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱	
目的	<p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、国が施行者又は特定建築者に対しこれらの者が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部を交付することにより、上記政策課題への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。</p>	
補助対象	地方公共団体	
制度の概要	<p>①政策課題対応タイプ 【必須要件】 • 高齢者等配慮対策（バリアフリー化）、子育て支援（バリアフリー化、防犯性）、防災対策（帰宅困難者支援〔都市部〕、構造安全性）、省エネルギー対策（省エネルギー誘導基準への適合）、環境対策（リサイクルへの配慮、劣化対策） 【選択要件】 • 防犯対策（帰宅困難者支援〔地方部〕、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策）、環境対策（ライフサイクルコスト、都市緑化、木材利用）、子育て対策（遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援）、生産性の向上（BIM の導入）、働き方対策（テレワーク拠点の整備）、省エネルギー対策（ZEB 水準に適合） ②地域活性化タイプ ※令和4年補正予算により創設 工事費の高騰に伴う事業の停滞によって生活再建等に支障を及ぼすおそれのある市街地再開発事業等に対して支援することで、事業の円滑な推進を図る。</p>	
補助率	<p>①政策課題対応タイプ 選択要件適用数により 100 分の 3、100 分の 5、100 分の 7 ②地域活性化タイプ 建設工事費高騰分若しくは事業者が負担する事業費（青枠部分）の 11.5% のいずれか少ない額</p>	
担当課及び連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実績	<p>②地域活性化タイプ 令和5年度 前橋市（JR前橋駅北口）</p>	

事業名	防災・省エネまちづくり緊急促進事業（国庫補助）	43										
根拠法令等	防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱											
目的	<p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、国が施行者又は特定建築者に対しこれらの者が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部を交付することにより、上記政策課題への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。</p>											
補助対象	地方公共団体及び民間事業者等											
制度の概要	<p>①政策課題対応タイプ 【必須要件】 ・高齢者等配慮対策（バリアフリー化）、子育て支援（バリアフリー化、防犯性）、防災対策（帰宅困難者支援〔都市部〕、構造安全性）、省エネルギー対策（省エネルギー誘導基準への適合）、環境対策（リサイクルへの配慮、劣化対策） 【選択要件】 ・防犯対策（帰宅困難者支援〔地方部〕、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策）、環境対策（ライフサイクルコスト、都市緑化、木材利用）、子育て対策（遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援）、生産性の向上（BIMの導入）、働き方対策（テレワーク拠点の整備）、省エネルギー対策（ZEB水準に適合） ②地域活性化タイプ　※令和4年補正予算により創設 工事費の高騰に伴う事業の停滞によって生活再建等に支障を及ぼすおそれのある市街地再開発事業等に対して支援することで、事業の円滑な推進を図る。</p>											
補助率	<p>①政策課題対応タイプ 選択要件適用数により 100分の3、100分の5、100分の7 ②地域活性化タイプ 建設工事費高騰分若しくは事業者が負担する事業費（青枠部分）の11.5%のいずれか少ない額</p>											
担当課 及び連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889											
実績	<table> <tbody> <tr> <td>平成27～28年度</td> <td>太田市（太田駅南口第二）</td> </tr> <tr> <td>平成28～30年度</td> <td>前橋市（城東町11）</td> </tr> <tr> <td>平成29～令和元年度</td> <td>高崎市（高崎駅東口第九）</td> </tr> <tr> <td>令和2年度～（実施中）</td> <td>前橋市（JR前橋駅北口）</td> </tr> <tr> <td>令和4年度～（実施中）</td> <td>高崎市（宮元町第二）</td> </tr> </tbody> </table>		平成27～28年度	太田市（太田駅南口第二）	平成28～30年度	前橋市（城東町11）	平成29～令和元年度	高崎市（高崎駅東口第九）	令和2年度～（実施中）	前橋市（JR前橋駅北口）	令和4年度～（実施中）	高崎市（宮元町第二）
平成27～28年度	太田市（太田駅南口第二）											
平成28～30年度	前橋市（城東町11）											
平成29～令和元年度	高崎市（高崎駅東口第九）											
令和2年度～（実施中）	前橋市（JR前橋駅北口）											
令和4年度～（実施中）	高崎市（宮元町第二）											

事 業 名	災害時拠点強靭化緊急促進事業（国庫補助）	44
根 拠 法 令 等	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱	
制度の概要	目 的	災害時拠点強靭化緊急促進事業は、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者を一時的に受け入れる施設の確保するため、地域の防災拠点（一時滞在施設又は災害拠点病院）等地域の防災拠点（一時滞在施設又は災害拠点病院）等学校、民間ビルや病院等の建築物において、帰宅困難者等を受け入れるために必要となるスペース、備蓄倉庫及び設備等を整備の緊急的な促進を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
	補助対象	地方公共団体及び民間事業者等
	内 容	帰宅困難者等の受入スペースの整備、備蓄倉庫の整備、受入関連施設の整備 (R3より地域防災拠点建築物整備緊急促進事業でパッケージ化)
	補 助 率	事業主体が地方公共団体の場合：国2分の1、地方公共団体2分の1 事業主体が民間事業者等の場合：国3分の2、地方公共団体3分の1 ※掛け増し費用のみが補助対象
担 当 課 及 び 連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実 績	平成27～29年度 群馬県（前橋市上川淵地区 前橋赤十字病院） 平成29～令和元年度 群馬県（群馬県コンベンション地区 Gメッセ）	

事 業 名	スマートウェルネス住宅等推進事業（国庫補助） 【地域生活拠点型再開発事業】	45
根 拠 法 令 等	スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱	
制度の概要	目 的	スマートウェルネス住宅等推進事業【地域生活拠点型再開発事業】は、子育て世帯等のための地域生活拠点を整備する再開発事業について、高齢者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる環境の整備に図ることを目的とする。
	補助対象	地方公共団体
	内 容	調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び附帯施設整備
	補 助 率	事業主体が施行者に補助する費用の2分の1かつ事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額
担 当 課 及 び 連絡先	住宅政策課 電話 027-898-2889	
実 績	令和2年度～（実施中） 前橋市（JR前橋駅北口）	

事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震） (社会資本整備総合交付金)		46		
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱				
制度の概要	目的	住宅・建築物の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。			
	補助対象	地方公共団体			
	事業内容	耐震関係計画策定、耐震化普及啓発の取組、住宅・建築物の耐震診断、耐震性の低い建築物の建替・除却、ブロック塀耐震対策、特定天井の改修・撤去、エレベーター防災対策改修、建築物の土砂災害対策のための改修、耐雪改修 等			
	補助率	11.5%～2分の1 ※事業内容により異なります。また、事業により県費補助もあります。			
担当課 及び連絡先	建築課 027-226-3708				
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震改修補助実績（ブロック塀等含む） H29：32件 H30：19件 R1：22件 R2：25件 R3：27件 R4：31件 R5：31件 				

事業名	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（国庫補助）	47
根拠法令等	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱	
目的	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物等の耐震化並びに大規模災害時に大量に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備を支援する。	
補助対象	地方公共団体及び民間事業者等	
制度の概要	<p>①建築物耐震対策緊急促進事業 多数の者が利用する大規模建築物、避難場所となる避難所・建築物・マンション、緊急輸送道路等沿道の建築物、避難所等の天井・エレベーター・エスカレーター等の耐震診断や耐震改修、建替等</p> <p>②災害時拠点強靭化緊急促進事業 (事業番号 44 参照 R3 より①③とパッケージ化)</p> <p>③一時避難所整備緊急促進事業 水害時の避難者受け入れスペース、防災備蓄倉庫及び設備等の整備費補助</p>	
補助率	<p>①11.5%～2分の1※ ②(R3 より①③とパッケージ化) ③事業主体が民間事業者の場合3分の2、地方公共団体の場合2分の1</p> <p>※事業内容により異なります。また、事業により県費補助もあります。</p>	
担当課及び連絡先	<p>① ③建築課 027-226-3708 ② 住宅政策課 027-898-2889</p>	
実績	<p>① 建築物耐震対策緊急促進事業 ・大規模建築物の補強設計 H26：5件 H29：5件 H30：4件 ・大規模建築物の耐震改修 H28：1件 H30：2件 R 1：1件 R 3：1件</p> <p>③ 一時避難場所整備緊急促進事業 R4：1件</p>	

事業名	交通施設バリアフリー化推進	48
根拠法令等	群馬県交通施設バリアフリー化補助金交付要綱	
目的	鐵道を利用する高齢者・障害者等の移動の円滑化を促進し、高齢社会に対応するとともに障害者の自立と社会参加の要請に応えるため、鐵道の駅におけるバリアフリー化設備整備に要する経費に対して支援する。	
補助対象	市町村、鐵道事業者、交通エコロジー・モビリティ財団	
制度の概要	内 容	群馬県内に所在する次の駅において実施するバリアフリー化設備整備 ①1日あたりの乗降客が3,000人以上の駅 ②地域における交通の拠点駅又は地域の活性化のために重要な観光の拠点駅でバリアフリー化設備を整備することが必要であると認められる駅 ③その他駅周辺に福祉施設がある等の特段の理由によりバリアフリー化設備を整備することが必要であると認められる駅
	補 助 率	県1／6以内（ただし市町村が補助する額以内）
担当課 及び 連絡先	交通イノベーション推進課 鉄道振興係 027-226-2381	
実績	平成13年度 平成14年度 平成16（～17）年度 平成18年度 平成19～21年度 平成20～21年度 平成21～22年度 平成22～23年度 平成25年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度	【2駅】前橋駅、桐生駅 【2駅】渋川駅、沼田駅 【1駅】高崎駅 【1駅】前橋駅 【1駆】館林駅 【1駆】中之条駅 【1駆】新前橋駅 【1駆】駒形駅 【2駆】高崎駅（新幹線ホーム）、上毛高原駅 【2駆】高崎駅（在来線ホーム）、川俣駅 【3駆】前橋駅、安中駅、沼田駅 【4駆】安中駅、新前橋駅、渋川駅、館林駅 【1駆】前橋大島駅 【3駆】前橋大島駅、倉賀野駅、新町駅 【2駆】新町駅、新桐生駅 【1駆】新町駅 【1駆】新町駅

事業名	市町村乗合バス補助事業		49												
根拠法令等	群馬県市町村乗合バス補助金交付要綱														
制度の概要	目的	地域の実情に即して主体的にバス事業を運営している市町村等に対し、県が財政支援をすることにより県民の日常生活に必要な交通手段の確保を図る。													
	事業主体	市町村・一部事務組合													
	事業内容	①運行費の補助 ②車両購入費の補助													
	補助率等	①運行費1/4 補助対象限度額：欠損額と補助単価×年間実車走行キロの少ない方 ②車両購入費1/4又は1/3（過疎）、1/5（財政力指数0.75以上） 補助対象限度額（1台） <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>○乗合バス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ノンステップ型車両（原則標準仕様）</td> <td>13,500千円</td> </tr> <tr> <td>・自転車搭載型車両</td> <td>7,200千円</td> </tr> <tr> <td>・11人以上15人以下の車両</td> <td>4,500千円</td> </tr> <tr> <td>○乗合タクシー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・車両本体</td> <td>3,600千円</td> </tr> </table>		○乗合バス		・ノンステップ型車両（原則標準仕様）	13,500千円	・自転車搭載型車両	7,200千円	・11人以上15人以下の車両	4,500千円	○乗合タクシー		・車両本体	3,600千円
○乗合バス															
・ノンステップ型車両（原則標準仕様）	13,500千円														
・自転車搭載型車両	7,200千円														
・11人以上15人以下の車両	4,500千円														
○乗合タクシー															
・車両本体	3,600千円														
担当課 及び連絡先	交通イノベーション推進課 地域交通係 027-226-2381														
実績	平成13年度 運行費補助116路線、車両購入費17台、初度開設費等10路線 平成14年度 運行費補助125路線、車両購入費9台、初度開設費等5路線 平成15年度 運行費補助142路線、車両購入費14台、初度開設費等4路線 平成16年度 運行費補助127路線、車両購入費4台、初度開設費等1路線 平成17年度 運行費補助131路線、車両購入費7台、初度開設費等0路線 平成18年度 運行費補助123路線、車両購入費11台、初度開設費等0路線 平成19年度 運行費補助120路線、車両購入費6台、(初度開設費等廃止) 平成20年度 運行費補助115路線、車両購入費4台 平成21年度 運行費補助109路線、車両購入費5台 平成22年度 運行費補助98路線、車両購入費4台 平成23年度 運行費補助99路線、車両購入費4台 平成24年度 運行費補助100路線、車両購入費5台 平成25年度 運行費補助99路線、車両購入費7台 平成26年度 運行費補助99路線、車両購入費6台 平成27年度 運行費補助101路線、車両購入費6台 平成28年度 運行費補助99路線、車両購入費6台 平成29年度 運行費補助92路線、車両購入費4台 平成30年度 運行費補助86路線、車両購入費3台 令和元年度 運行費補助85路線、車両購入費8台 令和2年度 運行費補助80路線、車両購入費4台 令和3年度 運行費補助80路線、車両購入費4台 令和4年度 運行費補助78路線、車両購入費1台 令和5年度 運行費補助79路線、車両購入費6台														

事業名	ステーション整備事業	50
根拠法令等	群馬県ステーション整備事業補助金交付要綱	
目的	駅と駅周辺の総合的かつ計画的な整備を推進し、鉄道利用の促進と地域の活性化を図るため、市町村等が実施する駅や駅周辺の整備計画の策定及びこの計画に基づいた事業等の実施を支援する。	
事業主体	市町村、市町村を構成員に含む団体、鉄道事業者	
制度の概要	事業内容	<p>1 ステーション整備計画策定支援事業 (1) 駅の新設、改良に関する計画の策定 (2) 駅前広場、駐車場、駐輪場、バス・タクシー乗降場、自由通路など、駅利用に必要な交通関連施設の新設及び改良に関する計画の策定</p> <p>2 ステーション整備促進事業 (1) 駅の新設、改良 (2) 駅前広場、駐車場、駐輪場、バス・タクシー乗降場、自由通路など、駅利用に必要な交通関連施設の新設及び改良</p>
	補助率等	県1／2以内（ただし市町村が補助する額以内） ※ただし、地方債の充当可能事業の場合は、その可能額を総事業費から控除した額を補助対象経費の上限とする。また、国庫補助事業等他の補助事業の対象となる事業は除く。
担当課 及び 連絡先	交通イノベーション推進課 鉄道振興係 027-226-2381	
実績	平成12年度 【7駅】前橋市1駅、高崎市2駅、藤岡市1駅、大間々町1駅、(佐)東村1駅 平成13年度 【6駅】高崎市3駅、安中市1駅、大間々町1駅、(佐)東村1駅 平成14年度 【3駅】高崎市2駅、大間々町1駅 平成15年度 【6駅】高崎市1駅、安中市1駅、大間々町1駅、赤城村1駅、吾妻町1駅、藪塚本町1駅 平成16年度 【3駅】渋川市1駅、安中市1駅、藪塚本町1駅 平成17～18年度 【1駅】太田市(藪塚本町)1駅 平成19年度 【1駅】明和町1駅 平成21年度 【4駅】前橋市1駅、高崎市1駅、富岡市1駅、明和町1駅 平成22年度 【3駅】高崎市1駅、富岡市1駅、甘楽町1駅 平成23年度 【1駅】高崎市1駅 平成24年度 【1駅】みどり市1駅 平成25年度 【8駅】高崎市3駅、富岡市2駅、館林市1駅、みどり市1駅、下仁田町1駅 平成26年度 【2駅】高崎市1駅、伊勢崎市1駅 平成27年度 【3駅】前橋市1駅、高崎市1駅、館林市1駅 平成28年度 【2駅】みどり市1駅、館林市1駅 平成29年度 【3駅】高崎市1駅、富岡市1駅、前橋市1駅 平成30年度 【3駅】富岡市1駅、伊勢崎市1駅、前橋市1駅 令和元年度 【6駅】桐生市1駅、高崎市1駅、館林市1駅、渋川市1駅、富岡市1駅、みどり市1駅 令和2年度 【3駅】前橋市1駅、みどり市1駅、みなかみ町1駅 令和3年度 【4駅】前橋市1駅、渋川市2駅、甘楽町1駅 令和5年度 【2駅】前橋市1駅、みどり市1駅	

事業名	地方創生アドバイザー事業		51		
根拠法令等	地方創生アドバイザー事業実施要綱				
制度の概要	目的	地域社会の活性化を推進するため、適切な助言を行う各分野の専門家等を招いて実施する自主的・主体的、継続的に地域づくり活動に取り組む活動を支援し、地域社会の活性化を図る。			
	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会 			
	事業内容 (補助メニュー)	助成対象団体が地域の活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性のあるもの。助成対象経費は、アドバイザーを招聘するために要する謝金、交通費及び宿泊費。			
	助成金	<p>(一財) 地域活性化センター 10／10以下 (1件につき上限200千円)</p>			
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352				
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成3年度 新治村 ・平成5年度 (勢)東村 ・平成6年度 吉井町 ・平成9年度 境町 ・平成10年度 伊香保町 ・平成11年度 前橋市 ・平成12年度 万場町 ・平成14年度 高崎市 ・平成15年度 六合村 ・平成16年度 富岡市 ・平成17年度 高崎市、上野村 ・平成19年度 上野村 ・平成20年度 桐生市 ・平成21年度 前橋市 ・平成24年度 上野村 ・平成25年度 富岡市 ・平成26年度 片品村 ・平成27年度 上野村 ・平成28年度 下仁田町 				

事業名	まちなか再生事業(補助金)		52		
根拠法令等	地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業実施要綱）				
制度の概要	目的	まちなか再生に取り組む市町村に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部の専門的人材の活用を支援することにより、当該地域の実情に応じた地域再生を推進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。			
	補助対象	市町村			
	補助内容 (補助メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家の活用に関する経費。 ・委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費その他の補助対象事業を実施するために必要となる経費。 			
	助成金	<p>(一財) 地域総合整備財団 2／3以下（1市町村につき上限 7,000 千円）</p>			
担当課 及び連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352				
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度 前橋市 				

事業名	官民連携まちなか再生推進事業	53
根拠法令等	官民連携都市再生推進事業制度要綱	
目的	官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図ることを目的とする。	
補助対象	エリアプラットフォーム 市町村（事業内容②のみ） 都市再生推進法人、民間事業者等（事業内容「普及啓発事業」のみ）	
制度の概要	<p><エリアプラットフォーム活動支援事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ①エリアプラットフォーム構築 未来ビジョン等の作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営 ②未来ビジョン等策定 未来ビジョン等の策定のためのデータ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等 ③シティプロモーション・情報発信 まちづくりの担い手や国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信（ＨＰ作成、セミナー開催等） ④社会実験・データ活用 都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等（公共空間等の活用促進や外国人就業者・来訪者の受け入れ体制の構築等に要する費用） ⑤交流拠点等整備（地域交流創造施設） コワーキング・交流施設（地域住民や就業者等が交流することで新しい働き方や暮らし方に資する取組を促進する施設）の整備に要する費用 <p><普及啓発事業></p> <p>まちづくりの課題に対し様々な関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営</p> <p>詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html</p>	
補助率	定額、1／2、1／3等	
担当課 及び 連絡先	都市計画課 企画推進係 027-226-3665	
実績	R3年度 1地区（前橋市） R4年度 実施地区なし R5年度 実施地区なし	

事業名	景観改善推進事業（国庫補助）	54
根拠法令等	景観改善推進事業費補助金交付要綱	
目的	<p>魅力的かつ住みよい「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定する市町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。</p>	
制度の概要	事業主体	<p>以下のいずれかの要件を満たす市町村</p> <p>(1) 以下のイかつロの要件を満たす市町村 (2) 以下のイの要件を満たす市町村 ((1) を除く)</p> <p>イ. 景観に関連のある計画等を定めている市町村 ロ. 立地適正化計画を策定又は策定に向けた具体的取組を開始・公表している市町村</p>
事業内容	<p>(1) 景観計画の策定・改定に要する経費 (2) 景観計画の策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費 (3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費</p>	
補助率	<p>当該事業に要する費用の1／3以内 ただし、事業主体が(1)で、かつ事業内容が(1)又は(2)に該当する場合は、当該事業に要する費用の1／2以内</p>	
担当課 及び連絡先	<p>都市計画課 景観形成係 027-226-3652</p>	
実績	活用実績なし。	

事業名	集約都市（コンパクトシティ）形成支援事業	55
根拠法令等	都市の低炭素化の促進に関する法律、集約都市形成支援事業制度要綱	
目的	<p>都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療施設・社会福祉施設、教育文化施設等の都市のコアとなる施設の集約地域への移転や、移転跡地の都市的土地区画整理事業の支援制度として、平成25年度に創設し、平成26年8月の改正都市再生特別措置法の施行にあわせ、立地適正化計画制度を支援の対象に追加している。</p>	
補助対象	<p>直接補助：地方公共団体、民間事業者等 間接補助：民間事業者等</p>	
制度の概要	<p>地域の生活に必要なコア施設（医療施設・社会福祉施設・教育文化施設・商業施設）の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分費用や跡地の緑地化費用等へ助成を行う。</p> <p>①計画策定支援 i. 低炭素まちづくり計画の策定を行う事業 □. 立地適正化計画 △. 広域的な立地適正化の方針 ii. PRE活動計画</p> <p>②コーディネート支援 専門家の派遣等を通じ、次に掲げる各事項の推進を図るために必要な検討調査等を行う事業への助成 i. 前号の掲げた計画等の策定に向けた合意形成 □. コア施設又は誘導施設の移転に係る関係者の合意形成計画 △. 地域住民等の集約地域又は居住誘導区域への移転に関する理解促進や合意形成 ii. 低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、PRE活動計画に位置づけられた都市機能・居住誘導に係る施策の推進に向けた合意形成</p> <p>③施設の移転促進 集約地域外に立地するコア施設の集約地域への移転、又は居住誘導区域外に立地する誘導施設の都市機能誘導区域への移転を促進するため、当該施設の除却処分及び除却された後の土地の緑化等整備を行うとともに、移転跡地における商業地や住宅地等の都市的土地区画整理事業への助成。</p> <p>④建築物跡地等の適正管理支援 立地適正化計画に跡地等管理区域として位置づけられた、又は位置づけられる見込みの区域における建築物跡地の適正管理に関する事業への助成</p>	
補助率	直接補助 1/2、間接補助 1/3	
担当課 及び連絡先	<p>都市計画課 都市計画係 027-226-3656</p>	
実績	14市町（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、みどり市、吉岡町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）（H26～R6）	

事業名	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	56
根拠法令等	都市再生推進事業制度要綱	
目的	本支援事業は、都市空間情報の集約基盤となる3D都市モデルが、都市インフラの整備・管理の高度化に加え、モビリティやエネルギーなどスマートシティの都市サービス創出に不可欠であり、今後のまちづくりDXのデジタル・インフラとして位置づけられるものであることに鑑み、地方公共団体における3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための支援を行うことを目的とする。	
事業主体	地方公共団体	
制度の概要	<p><補助要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースケースがあること <p>※原則、単年度で3D都市モデルの整備とユースケース開発を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が定める標準仕様書及び標準作業手順書に基づく国際標準規格であるCityGML形式でデータを作成すること ・整備した3D都市モデルをG空間情報センター等にてオープンデータ化すること ・整備した3D都市モデルを維持管理・更新すること <p><補助対象事業></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 3D都市モデルの整備に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・3D都市モデルの整備又は更新に要する費用 (2) 3D都市モデルの活用に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画・まちづくり、防災、地域活性化・観光、環境・エネルギー、交通、安全・防犯、民間サービス創出支援その他の地方公共団体における課題解決又は新たな価値創造に資する3D都市モデルの活用に要する費用 (3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動、都市計画基本図・都市計画基礎調査・都市計画決定情報のデジタル化、GISシステムの導入・改修、ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用 <p>詳細については、以下の国土交通省HPをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/plateau_hojo.html</p>	
補助率	<p>事業実施に要する費用の2分の1以内</p> <p>※ただし、次に該当する事業計画は、早期実装タイプとして、上記にかかるわらず、予算の範囲内において、事業実施に要する費用のうち10,000千円までは国費を充当することができる。(10,000千円を超えた分は地方公共団体が負担)</p> <p>1)都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の初年度であること 2)早期に課題解決や新たな価値創造が図られることが見込まれること</p>	
担当課 及び連絡先	都市計画課 都市計画係 027-226-3654	
実績	1市(前橋市)(R5~R6)	

事業名	移住・定住・交流推進支援事業	57																												
根拠法令等	移住・定住・交流推進支援事業実施要綱																													
制度の概要	目的 補助対象 事業内容(補助メニュー) 補助率	<p>地方が都市住民などを受け入れる移住や定住の推進・交流人口の増加等につながる地域交流の推進により地域を活性化することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会 <p>(ア) 一般事業 N P O ・ ボランティア団体 ・ 各種協議会 ・ 商工会議所等もしくは市町村等が自主的・主体的に実施する、移住・定住・交流の推進を図る事業に係る報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料等に対して助成する。</p> <p>(一財) 地域活性化センター 助成率：10／10以下（1件につき上限2,000千円）</p>																												
担当課 及び連絡先	ぐんま暮らし・外国人材活躍推進課 移住促進係 027-226-2371																													
実績	<p>(ア)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">・平成24年度</td> <td style="width: 33%;">南牧村</td> <td style="width: 33%;">・平成25年度</td> <td style="width: 33%;">みなかみ町</td> </tr> <tr> <td>・平成26年度</td> <td>桐生市</td> <td>・平成27年度</td> <td>藤岡市</td> </tr> <tr> <td>・平成28年度</td> <td>嬬恋村、高山村</td> <td>・平成29年度</td> <td>下仁田町</td> </tr> <tr> <td>・平成30年度</td> <td>中之条町</td> <td>・令和元年度</td> <td>嬬恋村</td> </tr> <tr> <td>・令和2年度</td> <td>なし</td> <td>・令和3年度</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>・令和4年度</td> <td>みなかみ町</td> <td>・令和5年度</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>・令和6年度</td> <td>安中市</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		・平成24年度	南牧村	・平成25年度	みなかみ町	・平成26年度	桐生市	・平成27年度	藤岡市	・平成28年度	嬬恋村、高山村	・平成29年度	下仁田町	・平成30年度	中之条町	・令和元年度	嬬恋村	・令和2年度	なし	・令和3年度	なし	・令和4年度	みなかみ町	・令和5年度	なし	・令和6年度	安中市		
・平成24年度	南牧村	・平成25年度	みなかみ町																											
・平成26年度	桐生市	・平成27年度	藤岡市																											
・平成28年度	嬬恋村、高山村	・平成29年度	下仁田町																											
・平成30年度	中之条町	・令和元年度	嬬恋村																											
・令和2年度	なし	・令和3年度	なし																											
・令和4年度	みなかみ町	・令和5年度	なし																											
・令和6年度	安中市																													

業名	コミュニティ助成事業（活力ある地域づくり助成事業）		58
根拠法令等	コミュニティ助成事業実施要綱		
目的	宝くじの社会貢献広報事業として、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。		
実施主体 (助成対象)	市町村、広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会等		
制度の概要	<p>地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業。</p> <p>○地域資源活用 地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業。</p> <p>○広域連携推進 複数の助成対象団体が共同して、広域的な連携を目的として実施するソフト事業。</p>		
助成金	(一財)自治総合センター 10／10 (2,000千円上限)		
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 地域資源活用助成事業 1件 ・平成27年度 地域資源活用助成事業 2件 ・平成29年度 地域資源活用助成事業 2件 ・令和5年度 地域資源活用助成事業 1件 		

事業名	地域イベント助成事業		59		
根拠法令等	地域イベント助成事業実施要綱				
目的	コミュニティが主体となって実施する創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献するイベントに対して助成することで地域社会の活性化を図ることを目的とする。				
補助対象	市町村				
制度の概要	コミュニティが主体で実施する創意と工夫にとみ、地域の活性化に貢献するイベントへの市町村の補助に対して助成する。 具体的には、市町村が関与し、以下の6点に該当し、地域の活性化に大いに貢献すると認められるイベントに対して助成する。 <ul style="list-style-type: none">・コミュニティが、自主的、主体的に企画実施している。・コミュニティが、目的を持ち、長期的展望にたって企画している。・地域特性、地域資源を有効に活用している。・内容が創意と工夫に富んでいる。・助成による十分な事業効果が見込まれる。・多くの参加者が見込める魅力あるものとなるようなイベント名を設定している。				
	補助率	(一財) 地域活性化センター 10／10以下(1件につき上限1,000千円)			
担当課及び連絡先	介護高齢課 企画・介護保険係 027-226-2561				
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年度 下仁田町 ・平成3年度 吾妻町②、片品村 ・平成5年度 渋川市、榛名町 ・平成7年度 大胡町、万場町 ・平成9年度 藤岡市 ・平成11年度 館林市 ・平成13年度 尾島町 ・平成15年度 榛名町(取下げ) ・平成17年度 上野村、月夜野町 ・平成19年度 みどり市 ・平成21年度 長野原町 ・平成23年度 板倉町 ・平成26年度～平成28年度 なし ・平成30年度 みなかみ町 ・令和2年度 なし <ul style="list-style-type: none"> ・平成2年度 鬼石町②、尾島町② ・平成4年度 新治村・笠懸町 ・平成6年度 安中市 ・平成8年度 新治村② ・平成10年度 上野村 ・平成12年度 月夜野町 ・平成14年度 上野村 ・平成16年度 (佐)東村 ・平成18年度 前橋市、昭和村 ・平成20年度 片品村 ・平成22年度 みなかみ町 ・平成25年度 桐生市 ・平成29年度 下仁田町 ・令和元年度 下仁田町 ・令和3年度 嫩恋村 				

事業名	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業		60		
根拠法令等	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱				
制度の概要	目的	<p>「地方創生」にあたり、地方への移住・交流を一層推進するためには、移住を受け入れる地域において、地域の経済循環創出による雇用の場の創出や次世代の地域を担う若者や女性が活躍する地域づくりをはじめとする環境整備が必要となる。</p> <p>「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援を行う。</p>			
	実施主体(助成対象)	<p>市町村 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された 協議会</p>			
	助成内容	<p>助成対象事業は、将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業とし、次の基準に適合するもの。</p> <p>①助成対象団体、または地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること ②事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること ③他に国の補助金の交付を受けていないこと</p>			
	助成金	<p>(一財) 地域活性化センター 10／10以下 (2,000千円上限、一部 1,500千円上限)</p>			
担当課 及び連絡先	<p>地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352</p>				
実績	<p>・平成28年度 前橋市　・平成29年度 中之条町</p>				

事業名	地域づくり団体活動支援事業	61
根拠法令等	地域づくり団体活動支援事業実施要綱	
制度の概要	目的	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体及び都道府県協議会が行う自主的・主体的な地域づくりを支援することを目的とする。
	実施主体(助成対象)	地域づくり団体全国協議会登録団体のうち（一財）地域活性化センターの賛助会員である団体、地域づくり団体都道府県協議会
	助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会等の事業（多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの）。 ・助成対象団体が自主的・主体的な地域づくりや団体の内部体制の強化等のためにアドバイザー等を招聘して指導もしくは助言を受ける事業
	補助率	(一財) 地域づくり団体全国協議会 10／10以下（1件につき上限150千円）
担当課及び連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 渋川まちづくり市民会議 殖蓮地区自然環境を守る会 2015年の公共交通をつくる会 群馬県地域づくり協議会 ・平成26年度 NPO法人桐生おはなしの学校 榛名まちづくりネット ・平成27年度 清里まちづくり協議会 NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ 群馬県地域づくり協議会 ・平成28年度 NPO法人街・建築・文化再生集団 NPO法人桐生おはなしの学校 榛名まちづくりネット (一社)上野村産業情報センター 群馬県地域づくり協議会 ・平成29年度 NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ 群馬県地域づくり協議会 ・平成30年度 NPO法人街・建築・文化再生集団 群馬県地域づくり協議会 ・令和2年度 NPO法人街・建築・文化再生集団 ・令和4年度 NPO法人街・建築・文化再生集団 ・令和5年度 NPO法人街・建築・文化再生集団 群馬県地域づくり協議会 	

事業名	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業	62
根拠法令等	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業実施要綱	
目的	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体の活動資金調達を支援することを目的とする。	
実施主体(助成対象)	地域づくり団体全国協議会登録団体のうち（一財）地域活性化センターの賛助会員である団体	
制度の概要 助成内容	助成対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用し、支援総額が目標金額を達成した事業（目標金額が300千円以上のもの）に係る以下の経費に対して助成する。 ・アドバイザー招聘費 ・広報費 ・返礼品経費 ・支払手数料	
補助率	(一財) 地域づくり団体全国協議会 100%以下（1件につき目標金額の25%又は250千円のいずれか低い額を上限）	
担当課及び連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352	
実績		

事業名	コミュニティ助成事業（青少年健全育成助成事業）	63
根拠法令等	コミュニティ助成事業実施要綱	
制度の概要 目的	宝くじの社会貢献広報事業として、青少年の健全育成に資する活動に助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。	
実施主体(助成対象)	市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織	
助成内容	青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。	
補助率	(一財) 自治総合センター 10/10以内(300千円から1,000千円)	
担当課及び連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352	
実績	平成27年度 2件 1,500千円	

事業名	官民連携関連施策	64
根拠法令等	都市再生特別措置法等	
目的	まちづくりの新たな担い手として民間主体の役割が拡大しつつある一方で、行政の財政状況はひつ迫しつつあるため、民間による自主的な取組の公的な側面に着目し、こうした取組を促進することで、にぎわいの創出や公共施設等の整備・管理の負担軽減を図ることを目的とする。	
対象	(1)都市再生推進法人 一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、まちづくり会社 (県内：公益財団法人前橋市まちづくり公社(前橋市)) (2)都市再生整備計画・滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域） a)道路占用許可の特例 地方公共団体、地方公共団体を含む協議会等、地方公共団体から支援を受けている者 b)河川敷地占用許可 地方公共団体、営業活動を行う事業者等 c)都市利便増進協定 土地の所有者、借地権等を有する者、建築物の所有者、都市再生推進法人 d)都市再生(整備)歩行者経路協定 土地の所有者、借地権等を有する者	
制度の概要	(1)都市再生推進法人 まちづくり会社やNPO法人等に公的な位置付けを与えることで、優良なまちづくりの担い手の積極的な活用を図る。 <支援制度> ・官民連携まちなか再生推進事業の活用 ・エリアマネジメント融資（無利子貸付）や民都機構による資金拠出等の財政及び金融支援 ・ウォーカブル推進税制等の税制特例 ・都市再生整備計画やの提案や都市利便増進協定への参画が可能となる 等 (2)都市再生整備計画・滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域） 従来からの市町村が実施する交付対象事業だけでなく、民間主体によるまちづくりの取り組みについても計画に位置付けることで、官民連携のまちづくりを総合的に推進することができる。また、都市再生整備計画の中に滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）を位置づけることで、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを目指す。 <支援制度> a)道路占用許可の特例 まちのにぎわい創出等に資する場合に、広告塔、オープンカフェ、サイクルポート等について、道路占用許可の基準が緩和される。 b)河川敷地占用許可 まちのにぎわい創出等に資する場合に、広場・イベント施設等及びそれと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設等による河川敷地の占用が認められる。 c)都市利便増進協定 まちのにぎわいや憩いの空間を創出する広場等について、居住環境にも資するよう、地域住民が自主的な整備・管理を行うための協定制度。 d)都市再生(整備)歩行者経路協定 関係者が協力して管理する通路等について、歩行者の利便性、安全性の向上を図るために整備・管理等に関する協定を締結できる制度。 等 <予算制度> ・官民連携まちなか再生推進事業 ・まちなかウォーカブル推進事業 詳細については以下の国土交通省 HPをご確認ください http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html	
担当課及び連絡先	都市計画課 企画推進係 027-226-3665	
実績	平成25年度～高崎市：道路占用許可の特例 (オープンカフェおよびサイクルポートの設置) 令和2年度～前橋市：道路占用許可の特例、都市利便増進協定 (オープンカフェおよび公共空間の管理や運営)	

事業名	長期滞在客等受入促進事業【新規】	65
根拠法令等	長期滞在客等受入促進事業補助金交付要綱（仮）	
目的	地域が一体的に取り組む動き出しを支援し、長期滞在客の受入環境整備や県が推進する事業を加速させること。	
補助対象等	市町村、観光協会、旅館組合等の複数の団体で構成されている協議会、コンソーシアム等	
制度の概要	<p>長期滞在客の受入を促進するための「泊食分離の推進」や「コンテンツの拡充」、県が推進する「ユニバーサルツーリズム・ペットツーリズム」に資する事業等について、地域が一体となって新たに取り組む事業の動き出しに係る費用を補助対象とする。</p> <p>共同事業体が取り組む、以下の要件を満たすソフト事業又はソフト事業とハード事業を組み合わせた事業。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①長期滞在客の受入促進や県の推進事業に資する事業であること ②ハード事業については、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、事業効果の十分な向上が見込まれるものであること（総事業費のハード事業経費の割合は5割以下を目安とする） ③以下のいずれにも該当しないこと <ul style="list-style-type: none"> ・国等の他の補助金が活用可能な事業 ・従前から実施されている継続事業と同一と認められる事業 <p>※上記事業は必ず採択されることを保証するものではありません。</p>	
事業内容	<p>補 助 率</p> <p>50%（上限 5,000千円、下限 1,000千円）</p>	
担当課 及び 連絡先	<p>観光魅力創出課リトリート推進室リトリート推進係 027-226-3385</p>	
実績		

事業名	令和6年度中心市街地・商店街等診断・サポート事業【新規】	66
根拠法令等	令和6年度中心市街地・商店街等診断・サポート事業「巡回型支援利用の手引き」、「パッケージ型支援利用の手引き」	
目的	<p>○巡回型支援：各地の商店街組織・まちづくり会社等及び中心市街地活性化を検討する組織が抱える課題の抽出や特定を行うとともに、商店街等組織や地域組織に対して、行動変容を促すきっかけとなる助言等を目的とする。</p> <p>○パッケージ型支援：複数の専門で構成するプロジェクトチームによる面的伴走支援を通じて、地域の事業推進体制の強化、地域内の人材育成、事業構想や計画化、事業実現性の向上、事業収益力の強化を図り、面的地域価値の向上を後押しすることを目的とする。</p>	
制度	<p>補助対象等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商店街等組織、まちづくり会社 ○中心市街地活性化を検討する商工会議所、商工会、まちづくり会社等の組織 	
の概要	<p>事業内容</p> <p>○巡回型支援：商店街等組織・まちづくり会社や中心市街地活性化を検討する組織に対して、専門家派遣による地域ニーズの抽出・特定や助言等を無料で支援する。</p> <p>○パッケージ型支援：商店街等組織・まちづくり会社や中心市街地活性化を検討する組織に対して、複数の専門家からなるプロジェクトチームで面的伴走支援を行う。</p> <p>支援を通じて面的地域価値の向上を後押しすることを目的に必要なアドバイスを原則1年度、最長3年度まで継続（審査あり）して利用できる。</p>	
補助率	—	
担当課 及び 連絡先	<p>【問い合わせ先】</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部まちづくり推進室　　電話 03-5470-1632</p>	
実績		

事業名	令和6年度中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業【新規】	67
根拠法令等	令和6年度中小企業アドバイザー中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業利用手引き	
目的	中心市街地活性化等に関し課題を抱える下記のアドバイス対象者を側面支援するため、実務知識・ノウハウを持つ専門家を派遣し、アドバイスを行うもの。	
制度概要	補助対象等	○中心市街地活性化協議会 ○認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者
度の概要	事業内容	<p>次のいずれかの計画に掲載されている事業の課題解決のため、中心市街地活性化等への知見を有するアドバイザーを派遣する。</p> <p>○中心市街地活性化法に基づく認定計画掲載事業もしくは掲載見込みの事業（認定計画期間が終了した計画も含む）</p> <p>○各地域で定めた中心市街地活性化のための計画の掲載事業もしくは掲載見込みの事業（内閣総理大臣の認定を受けていない独自計画が含まれる）</p>
	補助率	—
担当課及び連絡先	<p>【問い合わせ先】</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 経営診断統括室 まちづくり推進室 電話 03-5470-1632</p>	
実績		



群馬県

ぐんま中心市街地活性化支援事業 【令和6年度版】

印刷・発行／令和6年5月
発 行 者／群馬県県土整備部都市計画課
〒371-8570
群馬県前橋市大手町1丁目1番1号
電 話／027-226-3661(直通)
E - m a i l ／keikakuka@pref.gunma.lg.jp
印刷・デザイン／都市計画課企画推進係

※本誌は令和6年4月時点の事業をまとめたものであり、年度途中で変更される可能性があるため、詳細については各担当課まで問い合わせてください。